

ISSN 0386-6270

奈良県立
民俗博物館研究紀要

第 7 号

1983

奈良県立民俗博物館

奈良県立民俗博物館

研究紀要

第 7 号

目 次

は じ め に

桜井市笠における宗教伝承の変遷 浦 西 勉 (1)

中世村落における祭祀組織・宮座についての素描 奥 野 義 雄 (II)
—大和にのこる宮座文書を中心に—

中世春日社本社神人の祭祀組織(1)
—中世末の日常奉仕の一端— 大 宮 守 人 (30)

子供誕生における絵馬奉納について 徳 田 陽 子 (39)

はじめに

幸いにも今回、研究紀要第7号をお届け出来得ることは、平素県民の皆様或いは関係諸賢の御指導、御助言のたまものと深く感謝いたしております。

特に当博物館の活動の中核となります民俗資料の収集、保存、調査研究、展示等学芸員の個々の活躍、そして、それらのチームとしての機能発揮に期待するところ大であります。

本紀要こそ学芸員の平素の研究成果或いは論攷の発表の場であり、大いに研鑽に励んで欲しいものだと常々念願しておるところであります。

本冊には、奥野主任学芸員の「中世村落における祭祀組織・宮座についての素描」、次に巻頭を飾るにふさわしく浦西学芸員が「桜井市笠における宗教傳承の変遷」或いは大宮学芸員の「中世春日社本社の祭祀組織」の論攷等があります。然しこれがまだ充分なものとは申せず諸賢の御叱正方切にお願いいたします。

今後とも館運営のため、更に各位の御指導、御助言をたまわりますよう伏してお願ひいたします。

昭和58年3月

奈良県立民俗博物館

館長 奥 田 猛

桜井市笠における宗教伝承の変遷

浦 西 勉

はじめに

一村落に残る村人の宗教遺跡・遺品を眺めてみてその変遷がどのようなものであったかを考えてみようと思う。このことは、みのがしがちな一村落に残る宗教遺跡・遺品の意義あることを十分理解したいためである。

その例を、桜井市笠において見てみようと思う。今、この村では庄中垣内、千森垣内、大久保垣内の三つの垣内に分かれており、まず今日残るこの村の遺跡を略地図に示しておく。

この笠で注目しておきたいのは、竹林寺と笠の荒神坐神社と呼ばれる宗教遺跡が特色である。次のごとく個別にまずみてゆこうと思う。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 荒神坐神社の変遷 | (4) 千森垣内の春日神社と廃淨鏡寺 |
| (2) 竹林寺と荒神堂との関係 | (5) 壇家寺としての妙円寺 |
| (3) 氏神としての天満神社と竹林寺 | (6) 地蔵堂 |

(1) 荒神坐神社の変遷

現在の荒神坐神社は、笠の村の庄中垣内西組の山頂に位置している。この神社の現在の建物は何時頃に建てられたのであろうか。それは、村所有の記録及び拝殿棟札によって知ることができる。

笠山神社并拝殿再建勧募序

抑当笠山鷲ヶ嶺ニ鎮座在マ興津彦興津姫此ノ二柱ノ神ハ人王四十一代ノ御宇ヨリ此ノ地ニ鎮座在シマシ爾來貴賤トナク此ノ神明ノ守護ニ因テ其ノ志願成就セシ事举ヲ算ヘカタシ。（中略）

今村内□□心を一にして敬神の念を發し彼の神社焼却后仮社殿の醜を除き□□□此度新に再興せん事を要するの処依して願ハ四方の庶君子我等が依力を助け且ハ全文の金句慈悲善根の念に沈み別書に顯す用木材及瓦石板釘等の内何れを問はず多少となく神明の恩徳に則ひ察を附助□内の事希ふるラム

式上郡笠村

✓ 明治十年十月 日

鷲力峰神社 ✓

再建発起有志社中

以上が村所有の記録で、拝殿の棟札の墨書には次のようにある。

神徳与天壤共無窮	ノ齊主 三輪山大神教會長
明治十七年四月廿四日上棟式執行	権少教正 小島盛可
大工棟梁	社人 城上郡笠村 松岡重美
式上郡笠村 井口伊助	周施人 戸長 軒喜七
同 山辺郡藤井村 木村甚三郎	用掛 奥田藤四郎
手人 島岡平寿郎	建築発起 森常三郎（以下略）
軒 久次郎ノ	

この二つの記録から明治十年に再興しようとした、それが明治十七年に再建したことがわかる。

またこの明治十年から明治十七年の間に作られた「大和國式上郡笠村々誌」（明治十五年）^{註①}に、荒神坐神社のことを次のとく記している。

火産靈神社 社格無格社ナリ村ノ西方字驚ヶ峯ニ在リ、東西十七間六分 南北三十間 面積五百二十八坪、興津彦命、興津姫命、土祖神等ノ三神ヲ祭ル、（以下略）

ここでは火産靈神社と呼ばれ、明治十年の勧募序には笠山神社と名づけられている。このことは、この神社名が一定していないことを意味する。

本殿に祀られているのは、たしかに興津彦命、興津姫命、土祖神である。このことは、現在も荒神坐神社の本殿に三体の神像が祀られていることから理解できる。また、この神像の作られた年号も知ることができる。それには、この神像に墨書銘があり、次の通りである。

竹林寺現住	ノ彫匠工
尊雅字春憲	清水氏
弟子尊球字春淵	法眼隆慶
勸誘主	享保十七歳次壬子
増口大和源貞仲ノ	三月吉詳日

この銘文は大変興味を持たざるを得ない。それは、尊雅字春憲とその弟子尊球字春淵の竹林寺現住の（その当時住んでいた）僧侶の名が記されていることである。つまりこの神像を作るに際して僧侶が関与していることである。この尊雅の没年は不詳だが、尊球の没年は寛保元年正月廿六日である。もう一つ興味ある点は、興津彦・興津姫・土祖神の神像を作ることを勧説した人が、増口大和源貞仲であること。つまりこの増口大和源貞仲という人物は、近世中期、著名とまではゆかぬが、かなり活躍した国学者、神道家、増穂残口という人物である。

僧侶が関与して、国学者、神道家のすすめにより、神像を作った例とみることができる。近世中期にさしかかり、このころの時代の風潮であろう。日本の古典を研究する国学勃興の時代である。その影響が、このような地方にもおよんだことになる。

さて、この増穂残口という人物は生れた年は不詳である。豊後生れとも、大和生れともいわれ、京都に出て朝日神社の神職をつとめたともいう。三輪執齋の『神道臆説』に「艶

道通鑑といふ書を板行し、寺社等の市場に出て、小屋掛けをして此書を講じ、戯談をまじへ、風俗の耳ちかき事にて神道を講じける」と見え、日本全国の遊里を遍歴したものと伝えられている。寛保二年八十八歳で歿した。この増穂残口の伝記は十分詳しく述べて明確である。

明治十七年に建てられた荒神坐神社に祀られている御神像は、享保十七年のもので、以前から堂が存在していたことが知り得る。

さて、増穂残口はどのようなきさつでこの笠の村に、神像を作るようすすめたのであろうか。それは、彼の著書からうかがえ、その思想から容易に知ることができる。たとえば、『七福神傳記』の中に「竈神は興津彦・興津姫両神なるを、いつの頃よりか、三寶荒神とおぼへて、三面の鬼形虎の皮帽鼻襷ばかりにて禪なるを、竈の神と合點して、抹香をたき檻を立る誤勿體なし（中略）速喜津彦速喜津姫両神を祭るに袈裟かけての竈はらひは似合ぬより、似せも、三寶荒神ならん、邪正を知つて信心すべし、（以下略）」とある。あきらかに、彼は三寶荒神に対してそれを仏くさいものとしてしりぞけ、それにかかる興津彦・興津姫が竈神であると言う。また同じく増穂残口が著した『神國加魔祓』の中にも竈神は「垂迹の主は、奥津彦・奥津姫なり」とある。このように増穂残口の思想には、仏を廃し神を祀るのがわが國の風であるというものがある。三寶荒神という仏くさいものを廃し、その神像である興津彦・興津姫を祀るのがわが國の風であると主張するのである。このような彼の思想が根本にある。



▲ 如来荒神（仏像図彙）

▲ 小島荒神（仏像図彙）

▲ 三寶荒神（仏像図彙）

では、なぜ笠の地に神像を作ろうと考えたのであろうか。『元禄出版目録』に彼が読んだであろう白井宗因の『神社啓蒙』によるところが多いであろう。つまり「荒神神社在二大和國笠山一所レ祭三座也 土祖神一座 此は埴字姫神なり 興津彦神一座 奥津姫神一座^{註⑤}」とあり、このことは国学者、神道家の増穂残口は知っていたと推定する。彼の思想と白井宗因の著書の影響により、その実践した例がこの笠の地に興津彦・興津姫・土祖神を作らしめたのである。

おそらく、竹林寺の尊雅・尊球の僧侶に対して、増穂残口が説得して、その結果興津彦・興津姫・土祖神を作ることになったのである。

先に増穂残口が、白井宗因の著『神社啓蒙』の影響により、笠に対して荒神神社を知ったと書いたが、増穂残口はこれだけによつたのではないかも知れない。それは、当時かなり広く笠の荒神堂の存在が知られていた様子がある。たとえば、貝原篤信の著『和州巡覧記』（元禄九年刊）に「笠荒神・長谷より一里はかり山のおくなり。靈鷲山竹林寺という。善無畏三藏の笠として有俗説なり」とある。

つまり、興津彦・興津姫・土祖神の神像が享保十七年に作る以前に、すでに、荒神堂があったのである。そのことは、先の貝原篤信の『和州巡覧記』でわかるのだが次のことがからより明確にできると思う。

今の笠の荒神坐神社の御宝前に鱗口^{かにぐち}がありその銘文は次の通りである。

笠山荒神御宝前 寛文九乙酉六月日施主 敬白

また、神社の懸華の銘にも次のとある。

和州城上郡荒神堂 延宝七年正月吉日 竹林寺常住

これらの銘文から、享保十七年以前すでに「笠山荒神」あるいは「荒神堂」の存在がみとめられる。すでに存在していたことは、増穂残口の目にとまり、この地に三宝荒神にかかる神像を作る動機を与えたのではないかとも考えられる。つまりこの笠の村の三宝荒神のお堂はかなり広く知れわたっていたのであろう。

では、この荒神堂に神像がつくられる以前何が祀られていたのであろうか。『和州笠山荒神靈宝略記』によると、次のようにある。

一、三宝荒神絵像 良弁僧正笠山において大仏御祈祷の時荒神御出現を拝みうつしたまふ像なり

一、同木像御たけ一尺 弘法大師かの絵像を拝みうつし給ふ像也

上記の「三宝荒神絵像」は今残っているが、後者の「同（三宝荒神）木像」は残っていない。おそらく、享保十七年までは、上記の二像が祀られていたのである。

今残っている「板荒神」と呼ばれる板に描かれた三宝荒神像には、その背面に次のような墨書きがある。

以良弁僧正図画之尊像写之

✓ 元禄十年丁丑五月廿八日

今年夏四月廿五日大仏殿柱立ノ

同年七月十八日開眼畢

開眼導師竜松院大勸進上人公慶（花押）

和州城上郡笠峯山竹林寺住持

沙開尊秀（花押）

この銘文も大変重要である。つまり大仏の建立の柱立をする夏に、東大寺の公慶上人がこの板荒神の開眼をしたというのである。では、どうして東大寺の公慶上人が笠の荒神の開眼をしなければならなかったのであろうか。この結びつきは「板荒神」の背面の墨書の一行目の「以良弁僧正図画之尊像写之」とことと関係するのであろうと思う。

つまりこの意味は、この地に良弁僧上が描いた「板荒神」がもともとあったというふうに解釈できる。本当にこの地に良弁僧上が描いた板絵があったのであろうかと言えば、私は否と考えている。良弁僧上と関係する三宝荒神は今東大寺にある三宝荒神像なのではないか。むしろ、東大寺の三宝荒神をみて描いた「板荒神」と解釈した方が良いのではないか。それは、東大寺の三宝荒神と笠の板荒神と同じ如来荒神であるからである。三宝荒神といつても、三種類あり、三宝荒神と小島荒神と如来荒神とがある。そして、東大寺と笠で存在するぐらいで如来荒神は決して多くないのである。このようにみてくると、三宝荒神により東大寺と笠とが結びつくのである。

では、なぜ三宝荒神によって東大寺と笠とが結びつくのか。それは次に示す「竹林寺縁起^{註①}」によって、知ることができるであろう。

和州城上郡笠山竹林寺^{註②}荒神縁起

（前略）四十五代聖武天皇南都大仏殿建立のとき土木をよせさせ給ふに役夫傷損しきはりお、かりし時に虚空に声して大伽藍を建立せんと思ハハ七岫七谷の峯にいたり荒神を祭べしと告たり良弁僧正勅をうけて笠山にのぼり七日七夜の祈誓をなし給ふに荒神かたちをあらわし奇端を示し給ふ僧正その容を小木の板にゑかき此寺にととめ給ひ大仏成就の後、東大寺東南のすみに荒神を勧請せり葛岡山の荒神これなり（以下略）

維時宝永第六竜集乙丑仲春仏涅槃日

これは縁起の一部であるが、このことが東大寺とこの笠との結びつきを示す伝承であろう。公慶上人も江戸時代の大仏殿建立に際して、良弁僧正の旧例にのっとって、笠山の荒神を祭ったのであろうと推察する。なお、上記の伝承は広く知れわたっていたようで『真俗仏事編』には、『竹林寺縁起』と同じ文章内容が記されている。『竹林寺縁起』を記したのは運敵という智山派知積院の大学僧であったが、運敵は何を根拠にこの東大寺建立と笠とのことを記したのか不明である。私は、この竹林寺内での伝承があつて、それを根拠にしたものだと考えている。『大和名所図絵』にも「荒神は良弁僧正參籠の時荒神現形し給ふ、僧正小板に図せらる」とあるごとく、近世にわたって広くゆきわたっていたのであろう。運敵の『谷響集』に三宝荒神のことを記し関心を示している。

このように、東大寺の大仏殿建立と笠の荒神との因果関係が理解でき、だから公慶上人が「板荒神」開眼に関与したのである。

さて、このように見えてくると笠の荒神が「元禄十年」に「板荒神」が祀られていたことが確認できる。しかし、先に示した鰐口の銘が「寛文九年」であるところから「元禄十年」以前にもたどれることができる。とすれば、このお堂に何が祀られていたのか。おそらく先に示した『和州笠山荒神靈宝略記』の「同(三宝荒神)木像」であったのであろう。いつから祀られたのか、多く伝承のみで不明なところである。

以上のことをして整理しておくことにする。まず、今の荒神坐神社の建物は明治十七年の建立であるが、その祀られているのは享保十七年(1732)につくられた、興津彦・興津姫・土祖神の三神像である。享保十七年以前は元禄十年につくられた板荒神が祭られそれ以前は、伝弘法大師作の三宝荒神の木像が祭られていた。いつから祀られたのか不詳である。

笠の荒神について知り得るのは以上のことである。

(2) 竹林寺と荒神堂との関係

笠の荒神の元禄十年の板荒神の背面墨書銘にしても、享保十七年の興津彦・興津姫・土祖神の墨書銘にしても、すべて、竹林寺の沙門尊秀や、竹林寺現住の尊雅・尊球の名が出てくることは、この竹林寺と笠荒神とは切っても切れぬ関係であった。ここでは竹林寺と笠の荒神との関係を見ておく。

今日残されている、竹林寺の木造薬師如来立像は平安時代初期のものであり、木造不動明王は十一世紀の作と言われている。このことは、この竹林寺は平安時代に存在していたことになる。また、古島敏男氏の『奈良朝寺院の研究』には、「觀知院所藏の佛菩薩等圓像や反町茂作氏所藏の五佛頂等諸尊圓像」に「不空羅索」として立像の圓を描き

「鷲峯山院 大和國 又 笠寺^{比岡}」
とあり、「奈良時代の寺の一つに数へらるべきであろう」としている。また同書に、「建久八年の多武峯略記卷下、第六末寺の條に

加佐寺

舊記云 加佐寺者 深底觀音靈應地也

白木寺

舊記云 白木寺者 如意輪觀音靈應地也

件二箇寺 在長谷瀧藏奥 先年爲野火被燒失 佛像者 依レ爲本寺 卸送當寺 今安中寺矣

とある。「加佐寺」は笠寺のことであろう。建久八年以前をあまり溯らない頃に堂舎は焼失したらしい。このように見えてくると、笠寺は古くから存在しており、この笠寺が竹林寺と同一寺なのかどうかが問題となるがその点を解明できるものでない。

また、次の資料によると鷲峯山に西院があったことがわかる。

応安七

文中三年甲寅

九月中旬初日戌時

(中略)

大和洲城上郡笠庄

鷲峯山寺西院 (以下略)

これは川西町唐院の淨徳寺にある不動明王木座像の膝裏に墨書きされているもので、鷲峯山西院ということは、同一地に西院・荒神・笠寺・竹林寺が存在したことになる。このようにみてくると、中世を通じて、かなり大規模な寺院であったように思える。

このことは次のことでいえるのではないか。先に示した、「和州城上郡笠山竹林寺^井荒神縁起」をみると、良弁僧正が描いた荒神の話以外に、次のような話が要約されているようである。

- ① 聖徳太師の開基で鷲峯山竹林寺と名付け、今寺内の多くの仏像は太子がきざんだものであるという話
- ② 中天竺の僧善無畏三藏が唐国から和國に来て、唐に帰ろうとする時笠を留めた。ゆえに笠山という話
- ③ 役小角が修行中にこの笠山に来て護摩を修し、これを柴燈護摩と名づけて、笠置の山伏が修す話。
- ④ 弘法大師が荒神をきざむ話。
- ⑤ 明暦四年にぬすまれた荒神が帰ってくる話。

以上のように、連敵が書き著した縁起から要約できるかと思う。このことは何を意味するかと言えば、中世から近世にかけて、笠山の竹林寺あるいは荒神について、説明（説教）する僧達の居たことを意味すると思う。いわゆる、後世説話のようにはまとまらなかったけれど、まとまる要素がこの寺にもあったと推定できる。近くの長谷寺では『長谷寺験記』という説話が残っているが、この笠山の竹林寺でも『笠山竹林寺験記』なるものが成立する要素があったと考えられる。

たとえば、先に示した貝原篤信が元禄九年に著した『和州巡覧記』のような伝説は広く知れわたっているのは、そのような諸説話を広めた僧達がいるのである。

また、寺に実際古風な笠と杖が残されており「善無畏三藏笠銘序」があり「天和三年」の銘がある。これなども、竹林寺の説話が室町末期から近世にかけて説かれたものと想像できよう。この説話の一つとして、東大寺大仏殿建立と笠の荒神との因縁が存在し、元禄頃東大寺大仏殿建立時期に大きくクローズアップされてくるのである。

竹林寺は少なくとも平安時代に存在しており、その名を笠寺と言ったかもしれない。また、同境内に西院、あるいは荒神堂が存在していた。また、この寺には、寺の由来の説明する僧（聖）の存在をうかがわせる近世の縁起がある。以上のことがここでは理解し得たと思う。つまり竹林寺の境内における堂として荒神堂が存在したのである。

くり返してのべることになろうが、今日荒神坐神社とよばれている神社は始めて神社と

名づけられたのは、白井宗因の『神社啓蒙』によるところが多い。笠の村においては明治十年の再建する時の「笠山神社并拝殿再建勧募序」が一番古く「火産蠶神社」以後石碑文などによると「笠山荒神社 雨乞成就明治三十三年九月」や「荒神坐神社」とよばれている。それ以前は、鰐口の銘のごとく「笠山荒神御宝前 寛文九年己酉六月日施主敬白」や、今荒神坐神社の境内の御手水鉢のように「笠山荒神堂 御手水鉢 万治三庚子六月吉祥日」のように決して「神社」とは言わず「荒神堂」であり「荒神」だけである。長谷寺の前の道標においても「笠山荒神、享保丙午仲夏日建之」(享保十一年)と示されている通りである。このことから、あくまでも笠山の荒神は竹林寺の境内の一部であったと考えられよう。

(3) 氏神としての天満神社と竹林寺

竹林寺のななめ北部に天満神社がある。この神社は、竹林寺の境内に入ることになる。いつごろから存在したのか古記録では確認できない。次の資料が一番古いと思われる。

村所有の十六善神像の箱の銘文である。

奉納天満宮御神前般若十六善神尊像一幅

天文第五龍次庚申季

五月吉祥日 (中略)

和列式上郡笠山淨鐘寺住淨心

また天満神社境内の石燈のうち一番古いのが次のものである。

奉造立御宝前祈願成就所

元禄十三年庚辰六月廿五日

千日願衆

笠村中

敬白

これなどの記録から、江戸時代にはすでに存在していたことになろう。また、この天満神社と竹林寺との関係は次の資料によって、神宮寺であったことがわかる。

竹林寺所蔵の磬の銘文に次のとある。

笠村神宮寺常住物

永住宗房

また同寺所蔵の金剛盤の銘文

和筋笠村神宮寺常住物

永順宗房

この神宮寺は竹林寺と考えることができる。天満神社は、笠の村の氏神であって、宮座のすべての行事は、この神社を中心に行なう。宮座の成立がわかれれば、天満神社の成立もわかるのであるが、多くは不明である。ただ、竹林寺が天満神社の成立に大きく関与したように推定できる。

先に見た荒神坐神社もそうであるが、この天満神社もかつては竹林寺の境内にあった。

荒神堂の祀っているものが、板荒神から興津彦・興津姫・土祖神の神像に変わった時期の享保十七年のこの傾向は、天満神社にも影響があったであろう。

(4) 千森垣内の春日神社と廃淨鏡寺

笠村の千森垣内に今も春日神社がある。その神社の前は多くの石碑が立っている。さて、春日神社の成立は不明であるが境内最古の石燈の銘文は「春日大明神 / 享保十二丁未天九月吉日 / 淨鏡寺」とある。春日神社と淨鏡寺は神仏混合の状態にあったことを示す。おそらく明治の廃仏棄釈の時に淨鏡寺がなくなったのであろう。幸い、淨鏡寺を知り得る資料が千森垣内の丸尾氏宅に残っている。「享保十八年四月吉日」の『春日講式』が残されている。この神社は笠村の氏神にはなっていない。この神社成立は近世と考えてよいのではないか。

(5) 壇家寺としての妙円寺

妙円寺の成立は不詳であるが、その縁起は「明徳年間に竹林寺の住僧広空隆山法印が、念仏三昧の地を鷲峯山東面に興し、伽藍を立て妙円寺とした。」と言う。妙円寺の境内には念仏の碑文が多い。

寛永三年

(1) (佛) 南無阿弥陀佛

八月十五日

(2) (佛) 延宝七乙未 立念仏口师宗心口

(3) (佛) 南無阿弥陀佛

八月廿一日講中

匠道音

などがある。妙円寺はこの村の壇家寺で融通念仏宗である。近世初期、この地を念仏中心の地として、先祖を供養したのであろう。それが、壇家制度の成立にしたがって、この妙円寺を村人は壇家寺としたのであろう。

(6) 地 蔵 堂

千森垣内に地蔵堂があり、棟札には「奉造立地蔵堂一宇……大和國式上郡千森邑 / 于時享保七壬寅六月吉祥日 / 施主・山田兵吉 / 講中集（人名）惣邑中 / 衆中」とあるところから、このころ成立したお堂であろう。

ま と め

この笠の村の宗教遺品の変遷をまとめてみることにする。

この地には奈良時代から平安時代に成立した笠寺（後世、竹林寺と名づけるか）があった。この寺院は、境内に堂を持ち、荒神堂、西院などがあった。また、室町時代末期から江戸時代初期にかけて、この寺への勧進をすすめる説話があり、その説話を広める僧（聖）が存在したと推定できる。江戸時代になると、特に大仏殿建立に際して笠の荒神との話が急にクローズアップされ脚光をあびるようになった。享保十七年にこの荒神堂に神像がつ

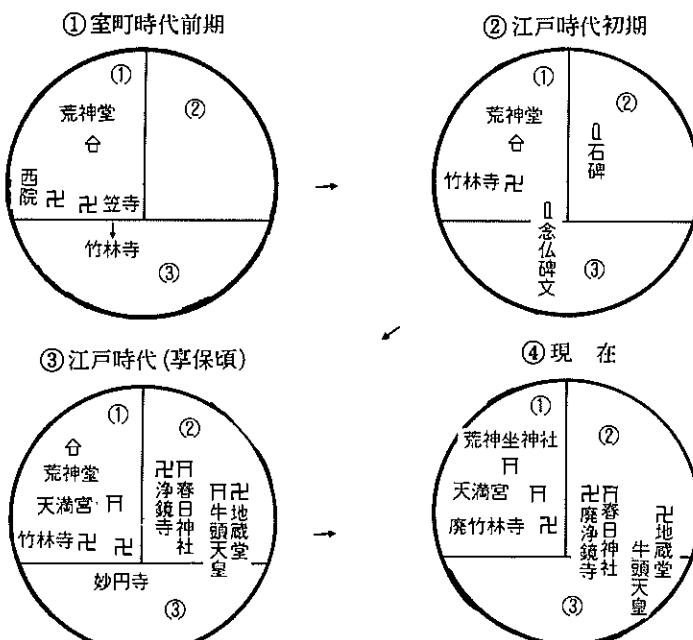
くられた。明治時代になると竹林寺から完全に独立した荒神坐神社となり、竹林寺は衰微にむかい無住となる。

竹林寺の同境内に存在した氏神の天満神社も近世初期から発達して、その神宮寺が竹林寺であった。

近世になると、各壇内に神社のようなものができる、千森壇内では春日神社が成立しその神宮寺が淨鏡寺であった。また、地蔵堂なども成立している。

そして、壇那寺は、妙円寺で、この寺は近世初期に成立している。以上のことを見地図に示すと ①室町時代前期 ②江戸時代初期 ③江戸時代の享保代頃 ④現在 により、笠の村の宗教遺跡が眺め得たと思う。

次にこの変遷により村人の精神の変遷を別の機会にみてみることにする。



(註) ①庄中壇内 ②千森壇内 ③大久保壇内

注①『桜井市史史料編』下巻624ページ（昭和56年）

② 家長三郎「増穂残口の思想」（『日本歴史』通巻41号所収）2ページ（昭和26年）

③『神祇全書第二輯』所収 595ページ（明治40年）

④『神道大系 増穂残口』所収 262ページ（昭和55年）

⑤『大日本風教叢書 8』所収 38ページ（大正9年）

⑥『郷土』35ページ（昭和36年）

⑦ 同上 34ページ（昭和36年）

⑧『桜井市史』上巻 815ページ、825ページ（昭和56年）

⑨ 福山敏男「奈良朝寺院の研究」294ページ（昭和23年）

⑩『川西村史』 609ページ（昭和45年）

⑪『郷土』 34ページ（昭和36年）

中世村落における 祭祀組織・宮座についての素描

一大和にのこる宮座文書を中心に一

奥野義雄

はじめに

中近世の宮座について、歴史学や民俗の領域から、多くの研究成果が先駆者によって公にされて久しい。

なかでも宮座の研究を民俗的な方法によって、厖大な成果をおさめた肥後和男氏の『宮座の研究』は著名である。

一方、歴史学の立場、とりわけ中世史の領域から宮座の研究を行なった豊田武氏の「中世に於ける神社の祭祀組織について」などの一連の研究成果は、その後の宮座の研究に継承されていったといつても過言ではない。

他方、最近において、中世史研究の分野でかつての莊園村落での宮座関係の現地調査を行ない中世宮座の復原に迫ろうとする機運にある。

たとえば、その一例を挙げると、「備後地方における莊園鎮守社の祭祀組織について」(藤井昭氏)は宮座の名と荒神名に関する現地踏査を中心して明確化しているのである〔この究明は、史学会のシンポジウム「現地調査にもとづく中世莊園の復原的研究とその問題点」での一つの発表である。このほか「御正作・用作等の諸形態」(服部英雄氏)、「備後国大田庄における開拓定住様式」(香月洋一郎氏)の発表があり、現地調査にみる中世莊園かつ村落の研究の効用を改めて知る〕。

このような現地調査による中世宮座の復原研究に啓発されて、大和にのこる宮座と莊園村落について究明していく必然を覚え、中世大和の宮座を検討していく上で、まず宮座文書から問題視してきた祭祀組織つまり宮座の構成の中核は、いかなる社会層であったのか、という課題を解決することにあった。いいかえると、中世の莊園村落で宮座の經營主体がいかなる社会層であったかによって、〈中世宮座〉の把握も異なってくるであろうと考えたからにほかならない。

したがって、ここでは宮座行事については後日に譲り、中世宮座の構成に視点をあてて宮座文書の検討に終始することになろう。

1. 大和の中近世宮座文書から

大和にのこる宮座行事は、すでに先駆によって民俗事例として報告され、民俗行事とし

ての宮座が捉えられて久しい。

たとえば、『大和下市史』の宮座の項において、祭祀組織としての宮座が古来より受け継がれている阿知賀の宮座が、古座と呼ばれる公事屋座と、近世に組織された真座と、小規模な国栖神座から成り立っていることや、下市の宮座のごとく史料によってその存在を知ることができるものなどが挙げられているのである。とりわけ、下市の宮座の場合には、宮座文書によるかぎり、中世宮座へその源を辿ることができる。すなわち、宅田弥助氏蔵の宮座文書には、

^(A)
永祿年中之頃迄下市村之義ヲ秋野里ト申山
 城式ヶ所有之右宮座由緒節目之者共右城主
 末縁一類ニ御座候（下略）

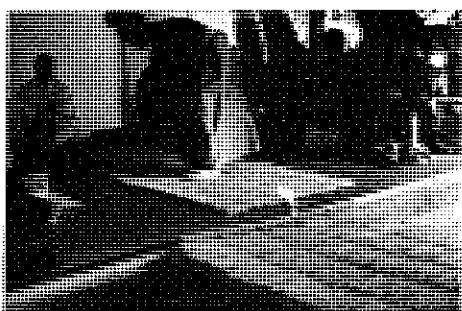
とあり（傍点・傍線一奥野、以下同様）、下市の宮座が永祿年間（1558～1569）にすでに存在していたことがわかる。さらに、この史料で興味深いことは、この条々の前文に、

下市村氏神宮座之者共往古レ神田と号し 御高八石三斗式升壱合所持仕罷在候（中略）
 每年十月廿九日宵宮朔日祭礼両日致候古例ニ御座候 尤右当日村庄屋役之者共呼集一般
 ヲ振舞上官座之者レ庄屋役之者共立合神田諸勘定仕候申先程ニ御座候當時之右神田勘定
 如何相成有之候哉一向 合勘定不仕是等之儀不案心ニ奉致候

という記載があり、前述の文言と併せて検討すると、①下市の宮座は中世末期には「城主末縁一類」のもので組織され、②近世に至っても「一般」村人や「庄屋役之者」とも区別されて「宮座之者」としての意識が伝統的に保守されていたことが窺える。さらに、③宮座の経済基盤である「神田」（推察するに中世にまで遡ってこの田地は存在していたであろう）からの耕作石高米が「宮座之者」と「庄屋役之者」によって経営されていたことを知る。

このように宮座文書から中近世の宮座組織の外郭を理解できる反面、民俗行事としての視点で窺うべき記載はほとんど皆無に近いほどである。同様な様相を呈するものとして善城の宮座を挙げることができよう。

この善城の宮座も、近世宮座文書から中世後半にまでその起源をもとめるこのができる。



▲宮座行事・御田祭光景



▲宮座行事・氏子(宮)入り光景

坊藤兵衛氏藏の「氏神年寄集筋目書」がそれで、この「筋目書」は文化八（1811）年に書き写したものであるが、この史料によるかぎり、善城の宮座は永正九（1512）年あるいはそれ以前に成立していたことになる。すなわち、この「筋目書」には

抑々善城宮年寄之根本ト申者 昔時延元之初 後醍醐天皇足利之防難ヲ僻クル為 謠ニ帝都ヲ遁し 此ノ吉野山中ニ仮ノ皇居ヲ構ヘ住ハセ給フ コノ時善城与市郎成喜 故有ツテ勤仕シ奉リ忝クモ公文ノ号ヲ賜フ 恩澤量リ無ク 其後公文成喜ヲ始メ吉野八庄司之面々 折々南朝江出勤シ奉リ (中略) 氏ノ神ト子々孫々ニ至リ大切ニ御給仕申上げ之ヲ尊敬シ奉ル事 イズクンゾソレ比隨ヲ懈怠無ラン其頃従公文善城ニ住スル人々ノ子孫タル者 宮歳寄六人集ト号シ 数代爰ニ伝而已

永正九年九月吉旦

(中略)

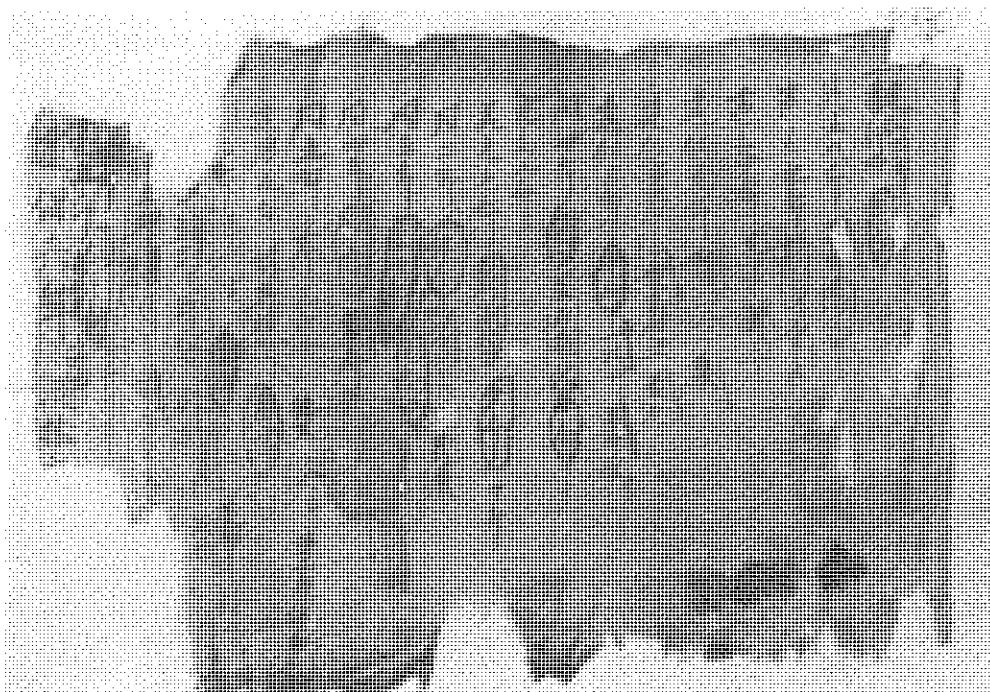
右者永正九年之以旧記 写之置者也

文化八末九月吉旦

宇門真弓正統

内田英治

とあり、この記載をもって理解し得ることは、①善城の宮座は延元年間（1336～1339）に、後醍醐天皇の吉野遷都に伴なって善城与市郎成喜なる在地土豪と考えられる所謂地侍が南朝に勤仕し、公文（職）を賜わって以後に成立したことになる。また、②この宮座を經營した祭祀組織の集団は、「従公文善城ニ住スル人々ノ子孫タル者」からなり、この者たちは「宮歳寄六人集ト号シ」、その後数代に及んで受け継がれてきたことが窺え



▲ 入衆記録（『鹿嶋神社文書』）

る。さらに、この「旧記」を写した文化八年九月の成立にかかる「宮年寄定式改帳」をみると、

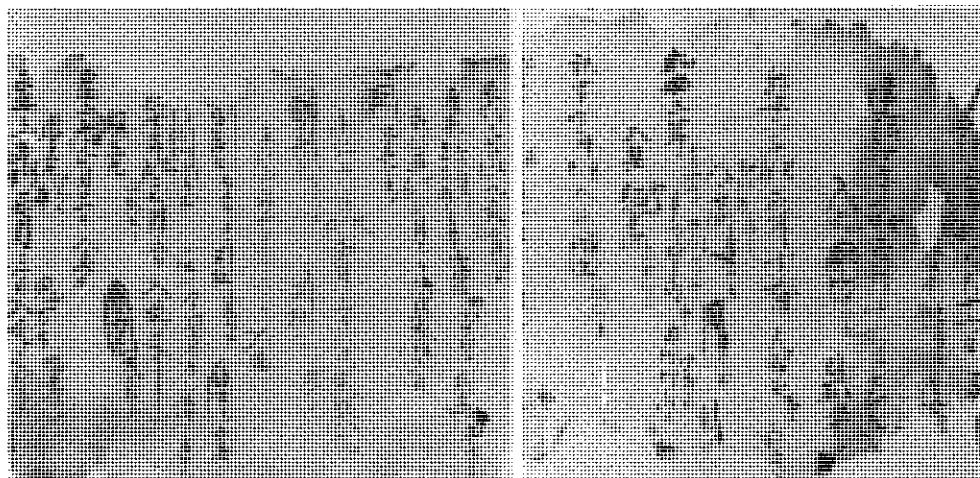
当村首成入（オトナイリ）之儀式之事ハ 往古より年令成仁六人ニ沙汰入二入ト相定申勤來リ候然ル處 宮年寄子孫たる者中古 及零落沾却或ハ死絶またハ潰百姓と相成此様之家共數軒相減じ 残ル古き家筋之者 当時ニ至ては続に十四、五軒ニ相成申候依之近年先祖より相勤來候首成入之儀 天明年中己未久敷中絶ニ及歎敷事 （下略）

という宮座の家筋目の盛衰が窺える。すなわち、古来よりのヲトナイリに宮年寄六人衆の座入りの儀式も、宮年寄の子孫の零落や（屋敷田畠と推察し得る）沾却や死滅などによつて天明年中（1781～1788）以後は中断する情況であったことが記述されているのである。このヲトナイリの儀式が円滑でなかつたことは、宮座の經營も当然中断されていたことを示唆しているといえよう。

しかしながら、すでにみたこの「定式改帳」の「首成入（ヲトナイリ）之儀式之事」の記載の後半に、

文化七年秋より村役人中始無株之ものハ勿論 村内一統寄合評議之上 何分宮年寄首成入之儀及再興度故 依之村役人一同立会 古来之形を以惡キを捨て能き事は新規成共相改今年末之八月より年令成人を呼出し順々ニ為相勤申 （下略）

という宮年寄のオトナイリの儀式を「古来之形」を基盤にして、「惡キを捨て能き事」を新規の定式に加えることによって宮座の再興をはかったのである。この再興された宮座は文化九年八月から「年令成人」を呼び出すことからはじまるのである。この善城の宮座の経緯から見逃すことができない文言は、宮座再興に際して「村役人」や「無株之もの」を含めた「村内一統寄合評議」であろう。この宮座の祭祀組織集団の変遷において、年寄六人衆による組織が崩壊し、村内一統=村民による組織集団が新生宮座を經營したことであろう。この善城の宮座の変遷をみるかぎり、肥後和男氏の見解にみる株座（古来より一定



▲入衆記録（『鹿嶋神社文書』）

の家筋に属する人たちに限られた）から村座への移行を例証するかのごとく考えられる。

すなわち、「宮年寄」と「無株之者」とが文化九年を境に宮座に関与することになったのである。このことから善城の宮座の座衆は「株仲間」という意識をもち、座衆以外の者は「無株」——家筋あるいは筋目に属していない——人たちであったことが窺える。

このような宮座の祭祀組織は、座名を異にしながらも、すでに触れた阿知賀の宮座においても指摘し得るであろう。すなわち、阿知賀の宮座文書に、

一、近年村方困窮に付当郷宮座振舞之儀令

検約衆中之外縦令親類たりといふと呼び申間敷事

一、神事之儀は右例之通大切に急度可相勤事、

右之通衆中申誤候上は以来急度可相守者也、

宮公事家中

とあり、明和四（1767）年に「定」がなされたのである。この「定」の条々にみえる「宮公事家」が、すでに述べた「公事屋座」すなわち阿知賀に土着した家筋の者で組織された宮座である。そして、この「定」に記載されている内容を窺うと、公事家は東西あわせて34軒で、宮年寄は4名いたことになる。すなわち、明和4年には、

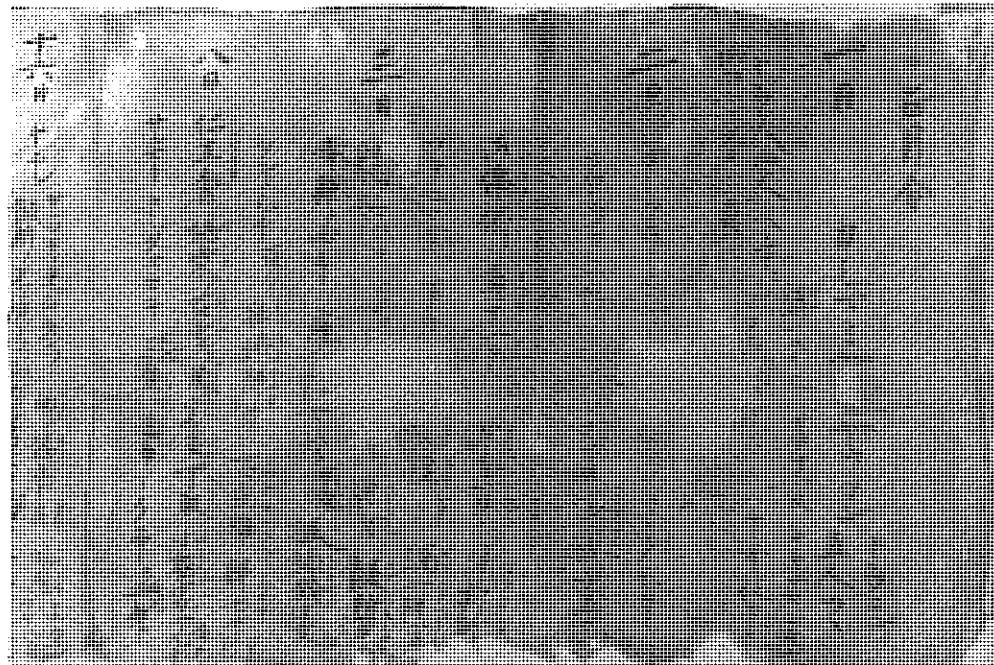
宮年寄 濑之上村 源兵衛 ↗ 岛 村 善左衛門

岡 村 治郎兵衛 ↗ 濑之上村 徳兵衛

東公事家十一軒

西公事家二十三軒

という記載のごとくであった。このような公事座あるいは公事家は、近世において成立し



▲「経當古記」(『鹿嶋神社文書』)

たものではなく、中世にまで遡ることは次の売券から窺うことができる。すなわち、天文七年（1538）年三月吉日付の「公事家売券」がそれで、

売渡申北ノヤシキ新券ノ事
 右コノクシヤウ、サイタニサイ二郎センソ
 サウテンノチキヤウナリ、然今ヨウヨウアルニヨツテ、直錢壱貫五百文サイタニスケ
 二郎殿同方へ永代ウリワタシ申ナリ、（中略）、コノヤシキニヲキテワ、イランサマ
 タケアルヘカラサルモノナリ、（中略）、

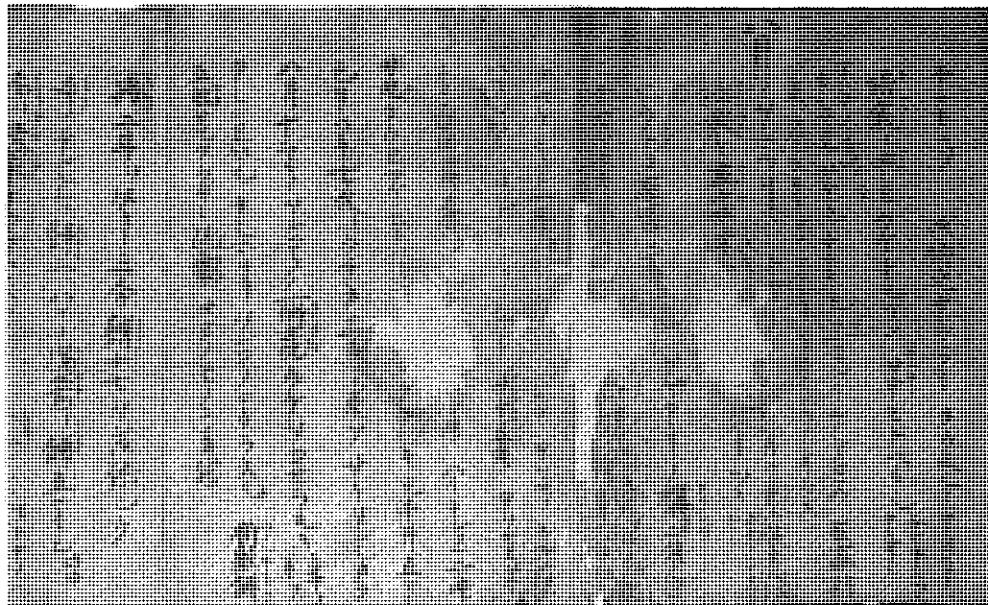
という記載があり（『大和下市史』資料編所収）、中世における売券あるいは沽却状にみられる書式と同様である。ただ、ここで注視すべきことは、売主が「サイタニサイ二郎」で、買主が「サイタニスケ二郎殿同方」である点で、いずれも「サイタニ」云々の姓を冠し、同族のものによる売買であったことが理解できる。さらに、売渡した屋敷とは「クシヤ」＝公事家であったことが窺える。

また、慶長二（1597）年九月廿一日付の「公事屋売券」からも窺えるが、さきの「売券」からは見出しえない点を、この慶長二年の「売券」は、「クシヤ」＝公事屋が屋敷自体のみを指すものではなく、

合一所者、アサナハタツミトイフ、
 一セキナリ、イエヤシキヤマ

と記載されているごとく、「イエヤシキヤマ」を含んだものであったことを示唆している。

では、この公事家あるいは公事屋の家筋のものが、阿知賀に土着した家筋のものゆえに「公事」云々の名称が冠せられたものか、否かという課題が基本的なものとして提示され



▲「経営古記」（『鹿嶋神社文書』）

るであろう。この課題については次章の中世宮座のところで検討を加えるとして、他地域の宮座文書を窺うことにしておこう。

下市町の各大字2村落でみたごとく、古来より土着のものや在地の有力農民を主流に組織され「株」「公事」の名称を有する宮座は、一般に「古座」と呼称され、これに対して時期的にも近世の成立になる「新座」の二座をもつ地域は、下市町域にとどまらず、斑鳩町、大和高田市など広範囲に亘るが、ここでは大和高田市域の宮座を挙げる。とりわけ、土庫の宮座は磐余神社の祭祀組織である本座と菅原神社の祭祀を司る新座の二座に加えて、神社における祭祀権をもたなかつたものつまり座外の人たちによる祭祀組織である「今座」が形成され、三座が存立してきたのである。このような三座存立は、さきの下市町阿知賀の宮座と同じ様相を呈するばかりでなく、土庫の宮座文書に

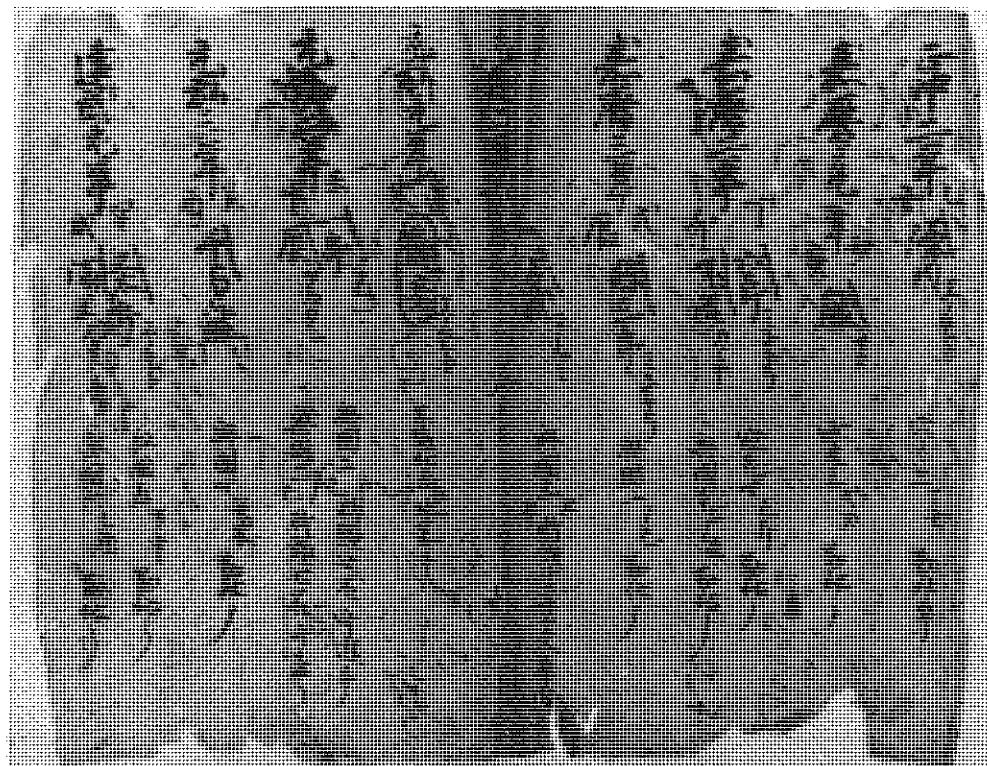
一当社奉守護鏡守ト鎮座奉成者成

天暦二年二月六日

供奉人 土庫 高井氏 基市

同村惣 宮講中

という文言がみえ（『大和高田市史』所収）、この「高井氏」は座頭として永代世襲権をもち、この座筋のものが本座々衆に連座したのである。この高井氏を座頭とする座筋が、この宮座文書のごとく、天暦二（948）年から存在していたかは詳かでない。そして、こ



▲ 入衆日記（『大頭入衆日記』）

の宮座文書としての（磐余神社）「神社記」のさきの文言が平安時代の用例・文言を呈しているとは考えがたいところであり、「天暦二年」の「神社記」かは明確にし得ない。さらに、この古座が中世にその起源をもち得るかは宮座文書から窺い得ないのであるが、近世中頃すなわち寛保元（1741）年九月朔日付の「人数改帳」より寛保年間の宮座々衆の人数が窺える。そして、この「改帳」をみると、2名の座衆が除外され、村落における家筋による祭祀組織から脱落していったことが推察できる。すなわち、

一藤八郎 一平助 一清左衛門 一久八郎 一源助 一善次郎 一藤四郎 一次郎兵衛
 一又八郎 (中略) 一善五郎亥九月より除 一善太郎亥九月より除 一忠次郎 一小市 一庄次郎 (中略) 一太郎兵衛 一伝兵衛 一今井太兵衛
 一高田四人 合 三拾六人 内式人除

という記載がそれである。この史料をみると、寛保年間以前は38名の座衆で宮座が経営されていたことが理解できるとともに、「今井太兵衛」なる人物以外は「苗字」を冠していないことを知る。

また、この本座は、「座」と呼称されるとともに「講」という名称で呼ばれていたことを宝暦五（1755）年の「従古来天神祭定法趣写帳」から知る。すなわち、「惣中法度之趣」の条々に

一座中之内兄弟出候ハ、持銀として拾五匁出シ可申事

(中 略)

一夜宮ニ講中不残当屋より宮迄燈籠出し可申事

(中 略)

一宮講当屋外ニ式膳両當屋四膳、中食、夕食ニ相渡シ可申候、其外料理人何ニ而

も当屋暖可申候事

という文言があり（『改訂大和高田市史・史料編』所収）、「座中」「講中」「宮講」は同じ意味のことであることが窺える。

この土庫の宮座=本座と同じ内容を呈する神楽の勝手神社の「宮講」を挙げることができよう。この神楽の宮講も座筋の家のみが入座（講）し得るのであるが、この座筋のものがいつ頃まで遡り得るかは詳かでない。同じような様相を示す大字（村落）の宮座を挙げると、享保十四（1729）年の「宮講日限前後諍論日記」⁽²⁾からわかる松塚、文化十（1813）年の「宮講帳」から窺える有井（この村では「花鎮座」と称する）などがあるが、宮座の起源を知る史料は、現在のところ皆無である（『改訂大和高田市史・史料編』所収）。

このように大和の宮座文書を縦いてみると、宮座・宮講とは地域的な差こそあるが、相関関係にあったことが理解でき、大字（村落）内に分立する複数の宮座の内、「古座」あるいは「本座」と呼ばれてきた宮座は、近世における形成と考えるよりも中世（とりわけ鎌倉時代～室町時代）に遡り得るものと推察できる。このことは、すでに述べた一部の宮座文書が示唆するごとく、室町時代にその起源をもつことからも過言ではなかろう。

一方、本座・新座の分立をみず、一つの宮座が大字(村落)内の祭祀組織として室町時代以来、今日に至るまで受け継がれてきた曾爾村長野にのこる天正十一（1584）年銘の宮座文書（残簡）や、同様に大字（村落）内に一つの祭祀組織として宮座が存続している香芝町下田の鹿島神社文書の内・建久七（1196）年から座衆名が記載されている「座衆帳」があり、大和では鎌倉・室町時代の宮座を知る上で貴重な宮座文書である。そして、中世村落における祭祀組織としての「宮座」の経営を検討していく好史料であるとともに、民俗行事として宮座を捉えることができる資料ともなり得る。

では、これらの宮座文書から一般に筋目とか、家筋といわれてきた古座・本座の座衆が中世においていかなる社会層であったのかを把握する糸口を導くためにも中世の宮座文書を中心に次に検討することにしたい。

2. 中世祭祀組織としての宮座の検討

一下田鹿島神社と吉野山口神社の中世宮座文書を中心に一
大和の宮座を主に近世宮座文書を中心に検討を加えてきたが、ここでは中世の宮座文書を繰いてみる。

ただ、その繰読以前に先学諸氏の中世宮座の見解を大雑把に窺うことにしておこう。

すでに、宮座の研究に一つの指標をなした肥後和男氏の中世宮座に対する所見をみると、同氏の場合、民俗的視点から株座から村座へと移行していく宮座の姿を捉える反面、中世宮座から近世宮座への変遷と直接的に把握せず、「近世の宮座は何等の新しき發展を示さ



▲入衆日記（『大頭入衆日記』）

すたゞ舊制の持続として殘存した」と推察され、「舊制」の宮座は、村座のごとく「氏子全部を収容」するのではなく、「土地における最も古い住民」などによって組織された「神事組合」という見解であるように考えられる。^①

一方、肥後氏とともに宮座研究を大きく前進させた豊田武氏の中世宮座に対する見解は、「中世の宮座に於て勢力を有して居た武士的特權は、近世初頭の兵農分離によってその影を薄くし、ここに所謂村座的なものがいよいよ明確に結成されるようになった」という論考で端的に示されているといえる。そして、豊田氏の見解で興味をひく論究として、

何れにせよ、荘園内の鎮守は、荘内の精神的支柱として村民景仰の的となり、領主もこれを以て荘園統治の手段としたのであるが、この場合、領主として大いに便宜を得たのは、かかる鎮守に設けられた宮座の制であった。

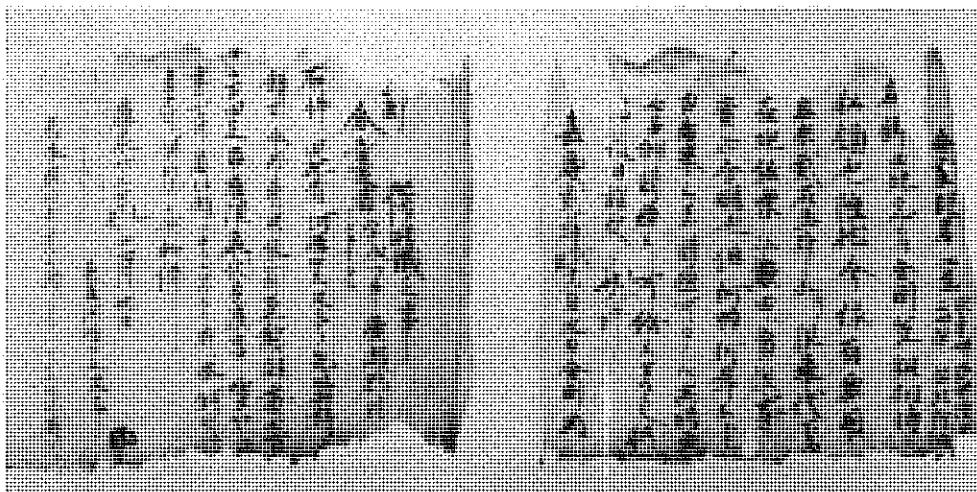
という記述がある。^②この論考によって、同氏のいう「宮座の荘園化」による「名の制度が明瞭にこの宮座に看取せられること」が論理的に構築されたといえる。

肥後、豊田両氏の宮座研究の指標は、堀一郎、原田敏明、竹田聰洲、和歌森太郎、宮本常一そして萩原龍夫の諸先学に継承されていった。ここでは、これらの諸氏の論考は割愛するが、基本的には株座（武士および土着の有力農民の一族間の祭祀組織という概念で捉えた場合）から村座へと移行していく観点では一致していると考えられる。ただ、萩原氏の荘園制下においていた視点は、すでに述べた豊田氏の「宮座の荘園化」を批判的に継承していると考える。

このような先学諸氏の論究を踏まえて、大和の中世宮座文書を検討した後、中世宮座についての私見を述べることにしよう。

まず、大和では最も古い宮座文書として周知されている香芝町下田の鹿嶋神社の宮座文書（『鹿嶋神社文書』という）から窺うことにしておこう。

この宮座文書は、ほとんど「座衆帳」からなり、建久七（1194）年から始まる「座



▲作職券（『鹿嶋神社文書』）

衆帳」が古く、寛文八（1668）年八月吉祥日に書き写した「座衆帳」（破損や虫喰いが著しく文字が明白でないために天正以来の死者を除いて書き改めたもの）がある。また、鹿嶋神社の神事次第を記載した「経営古記」や、「下田ホウラクシノサノホツソクノ次第」（「下田法楽寺座法則次第」）などの中世史料がある（13～17頁の写真参照）。

まず、建久七（1196）年から始まる「座衆帳」から窺うと、建久七年から建保六（1218）年までの座衆記載Ⓐと、建治三（1277）年から応安四（1371）年までの記載Ⓑ、および応安五（1372）年以後の記載Ⓑ' と明らかに異なる点を挙げることができる。すなわち、長文に亘るが、この記載の差異を提示するために、次に挙げることにする。

Ⓐ、建久七年

一番行西	貞常	同三年	安主一正重	言検校
建久八年	□部 為文	同四年	源介 藤介	
建久九年	時貞 重久	同五年	安介 三郎主 德王	入令中 (内力)
建久十年	見丁 護介	清二郎 伴	□行 □	
建仁元年	護ノ介 泉	建暦元年	護追輔使	有常
建仁式年	藤追輔使 藤礼	同二年	綱行西 貞常	玉中
建仁三年	中介 二法師 三郎主北ノ	(建保元年力) □□□□ (文力) 時貞 正ノ介	西	
同四年	諸司 三郎檢交 せ介	□□五年	泉 護ノ介	
元久二年		建五年	藤ツイラ 安主	
承元元年	新別當 高介 丁卯		藤檢交	
同二年	伴介 護介 皮紙	建保六年	護檢交	

Ⓑ、建治三年正月十六日 一郎

入衆	金剛勤了 小法	正月十六日	一郎
建治四年	正月十六日	七郎殿	
入衆	毗沙 三郎殿	乙石 五介ノ口	
弘安二年	正月十六日	大眼不勤了	
	勤了乙 熊藤 二郎殿		
入	(承) 新四郎殿	(第) 他藤二玄	勤了
弘安三年	正月十六日	トラホウ セイシウ	
	殿ノ勤了 カツワウ四郎殿		
	(丁力) 勤口		
入集	勤了德寿	藤四郎殿	
弘安四年	正月入集	(明王) 二郎殿	
(中略)			
嘉暦三年	修正正月三日	入衆	

嘉暦三年正月三日

春光丸	御房	春動
丸正月四郎殿		
千動丸	御房	九郎子人來
金比羅丸		
辛巳	歲修正月三日 入衆	
(四良丸)	千能四郎殿子也	鬼童子
	經能六郎殿子也	
午歲修正月三日	入衆	
市法師丸		
建武五	修正月	
(鬼石丸)	八郎殿	鬼夜叉丸
(千正丸)	九郎殿	
御房	石若ノ	

暦応二年 ^(マツ)
正月卯 入衆

御房 源次郎殿子息

暦応三年 ^(ウニ)
正月三日 入衆

口子息 熊丸 小法師 金力殿子息
九郎殿子息 小法師

源太郎殿子息
(虎熊丸)

早松丸 ^(タケ) 子息

御房丸 一郎子息

応安二年 ^(ヒサ)
正月十六日 入衆

御坊丸 千鶴丸子息 福石丸 御坊光季子息

⑧'、応安五年 ^(モク)
正月三日 幸寿丸 丁春子息
(孫力)

熊法師丸 馬次郎子息 □二郎 御房子息□□

百文 ユヤノミチツクリ時カメツル

百文 御房丸 ユヤノ四アシノ時

百文 薬師丸 ユヤノ四アシノ時

百文 犬法師 道阿ミタ殿子息

応安六年丑閏十月二日

乙丸 觀音次三郎ノ子息

永和元年卯十一月廿九日

ユヤノ子イフク時

五十文 御房 秋力 房□□子息

五十文 市法師 一郎殿子

五十文 延命丸 東三郎殿子

五十文 勝法師丸 第三郎子

百文 ヤス丸 第四郎子

五十文 善住 ハセヲ三郎子

五十文 小法師 第五郎ト

五十文 金弥子

五十文 金徳丸 十郎子ユヤノ時カウ

五十文 善住 ツチツキノ時

ツイチノ時

百五十文 金徳 口ユヤフキの時

弥太郎

✓ 帰古頭之剋生テ入衆人ハ莊嚴頭分式
百五十文宛コム者也

応安弐年 ^(ヒサ) 二月三日定之

応安三年戊正月十六日

□光丸 馬二郎子息

応安四年ノ入衆 牛若丸 馬三郎子息

孫九郎 五郎子息

御房丸 七郎ノ子息

✓ 永和四年午ノ十一月

至徳四年卯正月十六日 入衆

弥八 金法し丸 源太三郎子息

孫法し丸 サユノ口ノ子息

經熊丸 六郎の子息

嘉慶二 ^(ツカノエ) 正月十六日 入衆

金ヒラ 小二郎殿子息

徳有 六郎太郎殿子息

幸菊 孫九郎殿子息

四郎 安藤 子息

嘉慶三年己正月十六日 入衆

春虎丸 四郎殿子息

康応二 ^(ツカノエ) 正月十六日 入衆

春藤之子息 小法師□□

四郎衛門之子息 □二郎□

弥二郎子息 辰□

七郎衛門子息 与□

又次郎子息 小法師□□

金法師子息 小法師□□

ヤマテ 小法師子息 藤童丸 同年

(下 略)

とあるのがそれで、①から②へ、③から④へと記載が続いていくことが窺える。この長文に亘った史料の①と②とを対比して検討すると、①の建久七（1196）年から建保六（1218）年までの記載には、「入衆」（入座）という用語・用字ではなく、「時貞」「藤

(補力) 追輔使」 「諸司」 「三郎檢交」 「新別當」 「吉檢校」 「護追輔使」 そして「藤檢交」など
 の座衆名があるのみで、④の建治三(1277)年から応安四(1371)年までの記載
 とは異なる。すなわち、すでに触れたごとく、建治三(1277)年を一例として挙げると、「入衆 金剛ナカニノ小法□」という文言が通例となるのである。そして、④においては、「勢若丸タマミラノ子 石松イシマツ後藤次子」という文言のごとく座衆の子息が永仁六(1298)年以後明記されていたことを知る。さらに、④では、永享十一(1439)年から寛正十(1469)年までの30年間、「入衆」という用字ではなく、「結衆入分」という用字に改められていたが、応仁三(1469)年以後は「入衆」あるいは「結衆入分」云々という文言さえも姿を消していたことがわかる(史料は割愛したが⑤とする)。

このことは単に用字の変化によるものと考えるよりも、④の時期から④の時期に至る移行は宮座の組織の変化と考えるべきであろう。さらに、④および④の時期においても詳細に検討すれば宮座の時期的变化を知ることができるものと推察している。

ただ、ここで問題視すべき点は、④の時期と④および④の時期との差異と、④の時期での座衆の在り方である。

まず、前者の課題である④の時期における座衆と、④の時期の座衆(入衆)とは異なると考えている。なぜなら、④の座衆は明らかに宮座形成期の座衆であったがゆえに「入衆」云々の記載が一つも見出しえないからである。そして、すでに触れた長文の史料から、宮座構成員つまり祭祀組織に「藤追輔使」、「諸司」(莊司か)、「三郎檢交」、そして「新別當」などの在地の有力層とりわけ武士的存在のものであったと推察し得るのである。これに対して④および④の時期の座衆は、④でみた社会層とは異なり、在地の有力農民層であったといえよう。すなわち、「金剛」、「乙石」、「石松」、「春力丸」、「鬼石丸」、「春光丸」そして「薬師丸」などという名から武士的存在ではなかったと容易に理解できよう。しかし、この有力農民の入衆に混じって「治部」という名は農民的なものではあり得ないのである。とりわけ、「治部」においては「四郎殿」という注がみえ、何々殿と明記されている入衆・座衆とそうでない座衆とは意図的に相違した記載方法であると考える。この考査の例証にすでに触れた「元弘」年間の年銘を記述する「経営古記」の行事次第を繰くことにしよう。まず、正月八日の仁王会の条に、

結衆ノ在家ニ米二合宛可取小在家一合ヲ

という文言があり、結衆すなわち座衆とは「在家」であったことが窺える。そして、在家の下に「小在家」(一般的な「脇在家」)のことを表わすのではないかと推察している)が元弘年間(1331~1333)に存在していたことが窺える。さらに、この時期には、在家と小在家のほかに「マウトノ在家」があり、「マウト」すなわち「間人」ではなかつたかと考えられる。

このように推察するなら、建治三(1277)年以後の座衆は在家農民ということになるであろう。そして、この在家農民層以下の小在家農民は「結衆」つまり座衆として入衆

できなかったようである。そこには、嘉慶二（1388）年十二月九日付の「金剛田地壳券」にみるごとき財力を小在家にはなかったことが理解できよう。すなわち、

合毫段 四至闇^{ミツシタ} 賀^カ右件田地天者金剛先祖相伝之私領也 雖然

今依有要用 直米式石五斗宛テ限永代下田在地結衆莊嚴田仁壳渡事 実正分明也

という記載がそれで、「金剛」なるもの（「座衆帳」の建治三年の入衆にみえる「金剛」と同一人物とは時期的に喰い違うため、同名異人であろう）から下田の在地結衆の莊嚴田が田地一反を買得したことが窺え、莊嚴田を所有していた下田の在地の結衆つまり在家農民層の経済的基盤を推察することができる。

したがって、鹿嶋神社の宮座文書をみるとかぎり、Ⓐの時期からⒷの時期へと移行する時期に宮座の一つの画期をむかえたと考えられる。いいかえると、建保六（1218）年から建治三（1277）年までの約70年間の時期に宮座の祭祀組織である座構成に一つの変化があったと考えざるを得ないのである。所謂中世農民の在地での勢力伸長がこの13世紀中頃から後半にかけて存在したことは、中世（莊園）史研究の領域から提示されている成果とも合致しているといえる。しかし、鹿嶋神社の宮座は、在地の有力農民による祭祀組織として根強く保守されていたといつても大過ないであろう。ただ、「入衆」「結衆入分」の明記がなされなくなった応仁三（1469）年以後、すでに述べた「小在家」などの農民層が宮座の構成員として祭祀組織を運営していったのではないかと推察しているが、この点については詳かではない。この課題は応仁以後の座衆の構成を分析して後に論究していきたいと考えている。

ここでは、鹿嶋神社の宮座の一つの画期と在家農民が宮座の構成員として入座していくことを提示するにとどめておくことにする。

では、次にすでに前章で触れた阿知賀の八幡神社の宮座すなわち公事屋座について若干述べていくことにしよう。

前章で触れたごとく、阿知賀や小路、そして竜門などの宮座は公事屋座と呼ばれてきた祭祀組織であるが、この「公事屋」座とはいかなるものかを考察してみよう。

まず、吉野町竜門の吉野山口神社の宮座文書すなわち『大頭入衆日記』を繙くことにすると、この『入衆日記』は正中二（1325）年から天正十二（1584）年に至るまでの宮座入衆および大頭（正頭）勤仕の名前が連綿と書き記されているのである。（『吉野町史』下巻所収、他。19～20頁の写真参照）。すなわち

正中二年 <small>乙丑</small> 源内 <small>エノモト</small>	延元二 <small>丁丑</small> 勤仕畢
喜暦元年 <small>丙寅</small> 熊 <small>サコ</small>	延元 <small>戊寅</small> 勤仕畢
嘉暦二年 <small>丁卯</small> 六郎 <small>ミチヲ</small> 鬼石 <small>カヒヤ</small>	延元四 <small>己卯</small> 勤仕畢 興国元 <small>庚辰</small> 勤仕畢
嘉暦三年 <small>戊辰</small> 弥三郎 <small>ミチヲ</small>	興国二 <small>辛巳</small> 勤仕畢

（中 略）

元弘二年壬申 一郎ウヘ
辰 ヲウタニ

興国二^ニ已^{シテ}折頭七石弁進畢
興国二^ニ已^{シテ}折頭七石弁進畢

とあり、正中二（1325）年に入衆した「源内」からはじまる。そして、この『入衆日記』の表書きには「正中二年」の銘があり、この年以後の入衆次第であることから、当然の入衆者の明記といえる。ただ、この表書きから、すでに竜門の吉野山口神社にかかる宮座は、正中年間（1324～1325）以前から存在していたことは容易に推察し得る。

また、この『入衆日記』で興味を深める記載は「クシヤ」すなわち公事屋の存在である。現在では、「当屋」あるいは「座」と呼ばれ、「公事屋」の呼称すら現存していないが、かつては、『入衆日記』にみえるごとく、竜門の宮座にも存在したことを知る。すなわち、

寛正六年^ニ九月七日入衆衛門五郎アツキ 勤仕馬五郎
ミササギウヤノ周次
次郎左衛門子息
ヒラノナカノ・タシヤ
文正元年^{丙戌}藤二郎子息屋 勤仕助太郎
ヒラノシヤウチ
入衆北ノクシヤ 勤仕藤二郎
ミササギウヤノ周次

とあるのがそれで、「クシヤ」＝公事屋の用字が窺える。また、この「クシヤ」のほかに、『入衆日記』には〈庄司〉や〈庄屋〉と呼称されていた座衆があり、公事屋の上層のものと考えられている。しかし、この宮座のほとんどが公事屋であり、この吉野山口神社の祭祀組織の構成は「クシヤ」によって大部分を占め、宮座の経営は主に公事屋によってなされていたことが理解できるのである。

では、公事屋とはどのような社会層であったのかを、中世（莊園）史研究の諸先学の業績から窺うと、公事屋の「公事」そのものは〈土地に対して課せられる年貢〉に対して、〈人に対して賦課される夫役のような租税〉を意味し、この租税の徴収単位となつたのが有力農民であった。この有力農民を〈公事家〉あるいは〈役屋〉といったのである。

このような公事屋が在地の有力農民であったことについては一般に容認されているところであるが、すでにみた「公事屋売券」をみるとかぎり、〈公事〉すなわち人を租税徴収単位として、これが転化してその〈家〉をも包括する〈公事屋〉が生起したとするなら——同様に〈役屋〉も、公事すなわち雑役を徴収する〈家〉＝〈屋〉から生まれた呼称と考えるなら——すでに前章で触れた慶長二（1597）年の「公事屋売券」の記載は、この推察を裏づけるであろう。すなわち、若干前述した文言と重複するが、ここで再び挙げると

（端裏音）
「タツミモン状」 売渡クシヤノ事

合一所者、アサナハタツミトイフ

一セキナリ、イエヤシキヤマ

右彼イツセキハ、センヅ相伝領地タリトイエトモ、今ヨウヨウアルニヨリ、銀子弐百四拾目ニ永代売渡申事実正明鏡ナリ、（中略）、コノ下地ニヲキティランサマタケアルヘカラサルモノナリ、仍後日証文如件、

とあり、「サイタニマエ」の「甚六殿」へ「与三吉（花押）」が売却した売券である。この売却の対象が「イエヤシキヤマ」であったが、売主も買主も在地の有力農民であったと推察できる。そして、この公事屋（公事の屋敷）の売買は、時代がずっと遡るが、次に掲

げる寛元（1244）年二月廿四日付の「田井荘領主法印權大僧都良盛田地賣券」にみる
荘園領主（興福寺）に対する雜役収納が含まれた田地の売買に近似する点を見出し得る。
すなわち、

沽却 田井荘内水田事
合式段者
(中 略)

右件水田者、法印良盛相伝私領也、(中略)、而今依要用限、直米玖石、僧澄真沽却了、
(中略)、但西金堂脇戸供米段別壹升、有限課役也、此外更不可有大少後、(下略)
という記載がそれで、水田二反に対して雜役の賦課があったことが窺える。これは水田に付帯
した「課役」であり、この公事屋における屋敷に対して＜公事＞が本来課せられていたと
考えると、この＜公事屋＞は名称こそ異なるが、＜在家役＞および＜在家＞と同一の中世
的用字であり、荘園村落における課役の徵収単位であったことになろう。

この在家については、すでに多くの先学諸氏によって論究され、若干の視点の差こそあれ、大雑把に提示するなら＜中世において国衙や荘園で居住家屋つまり屋敷とその付属の
園宅地を包括した徵取単位が在家農民であり、この在家に賦課されたものが在家役である＞
といえる。そして、年貢が田地反別に賦課されるのに対して、公事や夫役などは田地經營
を行なう農民つまり在家中に課せられたのである。ゆえに、大和の在家の課役を表わす史料
ではないが、文永六（1269）年十一月日付の「近江伊香立莊官百姓等重申状」にみる
「而和尚御代本在家三字也。(中略)、今二字加増、已上五字也、雖然、云雪昇、云掃除、
以五字在家人、勤其役畢」という文言のごとく夫役が課せられていたことが窺える。さら
に、古くは平安時代末つまり長治二（1105）年二月廿二日付の「伊賀國湯船杣住人等
解」における在家住人による杣工集団逃散の結果、杣工の負担が転化されたことへの裁許
が示すごとく、在家住人に対する賦課役の展開をここにみることができる。すなわち、
以去年十二月御杣工等、不造進御材木、企隱居他国間、彼於十家住人者、不耕作一歩田、
(中略)、背先例道理、会板宛所不安者也、但在家召事ハ召物許也、(中略)、
若此非道不被停止者、何在家住人一日廻跡乎、望任先例道理、彼等非道被停止者、在家
諸人止跡、(下略)
という記載がそれである。^{註②}

また、『政黨大僧正記』の文明十六（1484）年九月二十六日の条にみる
一、五条郷^{註③}家数事注進之、ヲトナ六人 沙汰人三人、罪科人二人、エツキ一人、公事
定三十二人 ヤマメ一人
という記載によると、五条郷の村落において「公事定」の家二屋敷のもの32人が徵収単
位であったこと、そして「家数」＝在家の数の注進が六人の「ヲトナ」（乙名）によって
行なわれたことが窺えるのである。

このことについては、すでに豊田武氏によって触れられているので詳細は、同氏の論究

に譲るが、これらの史料を傍証として公事屋は在地の有力農民であった公事収納者としての在家農民と考えられなくはない。

したがって、このように推察するならば、宮座の祭祀組織としての在り方に、さきの鹿嶋神社の宮座文書の「在家」と、吉野山口神社の宮座文書の「公事家」とが同一線上に置いて検討することができるのではあるまいか。いいかえるなら、「在家」から「公事家」への移行が中世村落内の祭祀組織である宮座の中で醸成してきたと考え得るであろう。そして、このように推察することによって、莊園を土台としてきた中世村落における宮座を理解し得ると私見を述べておくことにする。

ただ、この宮座での構成員を「在家」↔「公事家」という視点は、吉野町や下市町などに現存する「公事家」の呼称と伝承の地域に限るであろうが、大和以外では「在家」ではなくして「名」を祭祀組織の基礎単位とする地方もあり、莊園を基盤にしてきた中世村落の当然の結果であるといえる。

しかしながら、この視点は大和にのこる中世宮座文書を中心とした中世村落内の祭祀組織である宮座についての試考であり、現存する中世宮座文書を綿密に分析して提示するまでは至っていないことを、ここで付け加えておきたい。

註①、肥後和男「宮座の意義と分布」（『宮座の研究』所収）

註②～③、豊田武「中世に於ける神社の祭礼組織について」（『宗教制度史』所収）

註④、堀一郎「民間信仰」

同氏は、この論文において、一族座・株座から村座へ移ると考察された。この〈一族座〉というのは、在地での開発本家の宮座を指すものである。

註⑤、原田敏明「村祭と座」および「宗教と社会」

同氏の把握から〈宮座〉は、宮ニ神社の〈座〉であり、この座というのは座席を意味するものであると考えている。

註⑥、竹田聰洲「村落同族祭祀の研究」

同氏は、この論考で、宮座は「近世的所産」であると考えていることが理解できる。その理由として、近世に至って質的かつ量的にも発展をとげることを挙げる。

註⑦、和歌森太郎「祭祀集団と村落社会」（『和歌森太郎著作集』第3巻所収）

註⑧、宮本常一「岡山県御津郡円城村の祭祀組織一名の残存について」（『日本民俗学』第3号所収
この論文は『宮本常一著作集』の第11巻の「中世社会の残存」に再録されている）

同論文は、宮座の莊園村落における「名」や「番頭」と関係する点を指摘した好論文といえる。

註⑨、萩原龍夫「中世祭祀組織の研究」および「神々と村落」

同氏は、中世宮座の形成を提示し、莊宮座→惣村宮座を推察している。

註⑩、「東大寺文書」九・（『大日本古文書』家わけ18所収）

註⑪、「鎌倉道文」第15巻、10536号文書

註⑫、「平安道文」第4巻、1637号文書

註⑬、「内閣文庫影写本」

註⑭、豊田武「中世に於ける神社の祭祀組織について」（豊田武著作集第5巻『宗教制度集』所収）

結びにかえて一今後の課題として

大和にのこる近世宮座文書から、近世宮座のいくつかが中世宮座へと遡ることを窺い、さらに現存する中世宮座文書から祭祀組織である宮座の構成主体が13世紀後半前後で変革をむかえ、13世紀後半以後は在家や公事屋という中世村落の有力農民によって宮座が経営されていくことを提示したつもりである。

そして、この宮座文書の用字として現われる「在家」と「公事屋」は名称こそ相違するが同じ社会層、いいかえるなら「在家」＝「公事屋」であろうと推察し得ることを提起してきた。

そこで、すでに提示した2つの点を「在家」を中心に再び検討しながら、中世宮座の構成主体について考えていくことにするが、「在家」それ自体の中世史研究の業績としていくつかの説がある。ただ、「在家」説の先学諸氏の諸論考で共通する「在家」観は、すでに前章で述べたごとくである。

この在家は、一般に平安時代後半より用字として表われるが、名田畠とともに在宅も譲与されてきたことが先学諸氏によって提示されている。たとえば、大和以外の地方の史料であるが、建保六（1218）年四月廿一日付の「和毛三子譲状」の「譲与 詫麻御庄内土土呂木村田畠在家并年預職等事」という記述や建長元（1249）年八月廿一日付の「沙彌深念^{サニイタマ}譲状」にみる

譲渡 子息^{（傳承）}藤原時俊所

在相模國足下郡早河庄田子郷一得名内田地屋敷在家事

という記載のごとく譲与されるべきものであった。そして、この沙彌深念の「譲状」には、興味深い記載がみえるのである。すなわち、

但於百姓分田在家者、公私公事出來之時、爲時俊之支配、何子共相共無懈怠、可令勤其役也

とある記載がそれで、この一得名内の名田および在家の譲渡は、すでに寛喜二（1230）年正月十四日付の「藤原^{サニイタマ}重俊譲状」にみえる。この「譲状」にはより詳しく在家数と在家人名が記述され、「出來公私御公事之時、於百姓分田在家者、各合力、無懈怠可勤仕也」と明記されていたのである。^{註③}

一方、すでに述べた鹿嶋神社の宮座文書にみえる「マウトノ在家」もまた、大和以外の地方つまり和泉地方で、13世紀初頭に「和泉國司廳宣案」に現われていて、在家と称される社会層で下層に属していたのではないかと考えられていたようである。すなわち、建仁三（1203）年九月日付の同「案」に在家役事

右、當國權門之輩正家一宇、脇住三字之外、於間人之在家者、勤仕國役之條、非新儀、且院廳御下文顯然也、（中略）、任先例於間人之役者、不可逃避也。

とみえ、「間人」すなわち「マウト」に関しては、正家一宇（後の本在家と同義語と考えられる）や脇住三字（これも後の脇在家と同じであろう）とは若干異なり、在家役の勤仕に厳しい意図が含まれていたように推察し得る。^{註④}

これらの在家に関する史料——実際、大和以外の在家史料であるため充分に関連を解くまでにはいたらないが、一般的に把握されている在家についての視点であり、大和においても同様に考えることが可能な史料から、次のことが指摘できるであろう。

(1) 所謂在家が譲与の対象として13世紀前半までに存在していたことから考えると、

13世紀後半になってはじめて中世村落内の宮座の中核となっていましたことは大過ないといえる。

(2)、在家人が譲与や配分される対象であったか、否かは時期に差異がある。しかし、在家人が公事（租税）徴収単位であったことは明白であり、このことから「公事」と「在家人」との結びつきは少なからず大きいものであったといえる。

したがって、「公事屋」と「在家人」が関連性を深めることは充分考え得るであろう。

(3)、在家人層においてもいくつかの段階があり、中世宮座文書に現われる「マウトノ在家」が中世宮座の構成主体・中核として活躍し得ない社会的制約が中世村落内に一つの慣例として存在していたと考えられるであろう。

以上の点を提示するとともに、ここではほとんど触れなかったが、中世農民の土地（耕作地）権限の法的位置づけとして中世史料の用字の一つである「職」——中世史の領域では農民的「職」と称し、名主職とか、作手（主）職とかの名称で呼ばれる法的権利・義務を指す——が現われる時期が13世紀後半であり、この「職」の付帯とも時期的にも重なりあうことから、〈在家人〉〈公事（屋）〉そして〈名主職（作手職）付帯〉の相関関係において、中世宮座の祭祀組織の構成主体・中核を考えていく必然性があるといつても過言ではあるまい。そこに、中近世の宮座を民俗事例の調査を重ねていく中で検討していくべき課題があるといえる。

この小論では、中近世の宮座文書から、とりわけ中世宮座の構成主体、いいかえるなら宮座を経営する中核となる所謂中世村落共同体成員とはいかなる実態のものかを素描したにすぎないが、この素描において提起し得る課題を挙げるとともに、現状の大和にのこる宮座の民俗事例を踏査して、宮座の神事要素を肉づけしながら中世宮座を検討していくかねばならないことを指摘して結びにかえる。

註①、『鎌倉遺文』第4巻、第2368号文書

②、『鎌倉遺文』第10巻、第7110号文書

③、『鎌倉遺文』第6巻、第3927号文書

この文書とさきの文書（註②）から、「在家人」などの譲与の経緯が窺える。すなわち、次のとおりである。

④藤原重俊から、重俊の「嫡男」の藤原宗俊へ譲与された。

⑤藤原宗俊から、宗俊の子息の藤原時俊へ譲与された。

⑥、『鎌倉遺文』第3巻、第1382号文書

補註、在家の研究業績には、多くの先学諸氏の論究があるが、主な論考を若干次に挙げておく。

石母田正「領主制の区分の構造について」（『古代末期政治史序説』所収）

永原慶二「『在家人』の歴史的性格とその進化」（『日本封建制成立過程の研究』所収）

戸田芳実「国衛領の名と在家について」（『日本領主制成立史の研究』所収）

追記 ①、史料中の()印の補註は刊本のものによるが、〔 〕印の補註は奥野が添えたものである。

②、本文中文獻史料写真は奈良県教育委員会文化財保存課より提供いただいたものである。

(1983. 2.9. T)

中世春日社本社神人の祭祀組織(1)

— 中世末の日常奉仕の一端 —

大 宮 守 人

1. 社人の構成

春日社の社務を預る社人の構成は、三總官・社司・氏人・巫女・及び下人により成っていた。一社を代表する總官を神主・正預・若宮神主と称し、これを三總官といつてそれぞれその下に社司が従属し上層部を構成していた。

最初、春日大神に従って鹿嶋の地から上洛した中臣時風・秀行兄弟の後胤は、神宮預又は造宮預として社務に従い、のち執行正預あるいは単に正預と改称されたが、康保二年(964年)に中臣氏の一族が忌服により祭礼の奉仕が叶わず臨時に伊勢から大中臣恒瀧が神主に任せられて祭礼に奉仕した。これが定住して代々神主職を相伝し、神主職(大中臣)と正預職(中臣)との両流が生じた。

若宮神主は長保五年(999年)中臣是忠が若宮の御出生を発見したが、この四代の孫、祐房が別社(現在の若宮の位置)への遷宮を司って以来この後胤が代々若宮神主職を相伝した。

これら社家の居住地は、大中臣氏は社殿のある地点から見て北の野田(現在の県公会堂付近)に、中臣氏は南の高畠に住んだので、前者は北郷、後者は南郷と呼ばれた。また若宮神主は中臣姓であるので南郷方に属した。

後に北郷神主方の大中臣氏は中東氏を号し、他に正真院、西、中西、向井、奥、奥田と分れ、また南郷正預方の時風流には辰市氏、秀行流には大東氏、後には千鳥氏、東地井、辰巳、新、井原、今西、南富田、大西などの諸氏に分れており、これらが春日社家と呼ばれた。この内から器用により三總官及び社司に長者宣を得て任官する。北郷神主方では、新權神主から權神主、神主へと進み、南郷正預方では、加任預、神宮預、新預、次預、權預、正預へと進み官位は四位から三位に至った。

これらが社人の上層を構成する社家の概観である。

この下に下部組織である本社直属の神人(祢宜ともいわれる)が従属したのである。社家方の最上戸である三總官は三方とも呼ばれたが、これに分属した神人も三方に分れていた。即ち、神主方は北郷神人、正預方は南郷神人、若宮方は若宮神人(南郷に属する)と呼ばれ、合せて三方神人と総称された。

そして、居住地も社家と同様、それぞれ北郷、南郷に分かれていたため、北郷は野田神人・南郷は高畠神人とも称された。

これら春日社の境内近くに定住したのが本社直属の神人で神前奉仕にあたっては黄衣を着したので黄衣神人とも称された。^(註2)

神人中にも三方それぞれに所職の分立があり、上萬の者は社殿に結番によって祇候する神殿守に任せられ、さらにその内の最上萬の者は常住神殿守としてその職を世襲した。この他、神人中には職事・殿番・出納・膳部・土器・雜器、等の職があり、これらはそれぞれ三方神人中から選ばれ、概ねその職を世襲した。これら所職にある神人を本神人、その他は平神人として区別していた。

本神人の子弟は幼年中に三總官に目見をするが、これを「初參」といい、職員録にのせられ神人に補される。^(註3)

補任状は、神人が属する三總官の名（北郷方では大中臣氏）で発給される。さらに各郷支配下の神人（座衆）が連署してこれを証すこと以下のごとくである。

春日社政所補 本社^(本作神人)称宜職事

盛藤丸

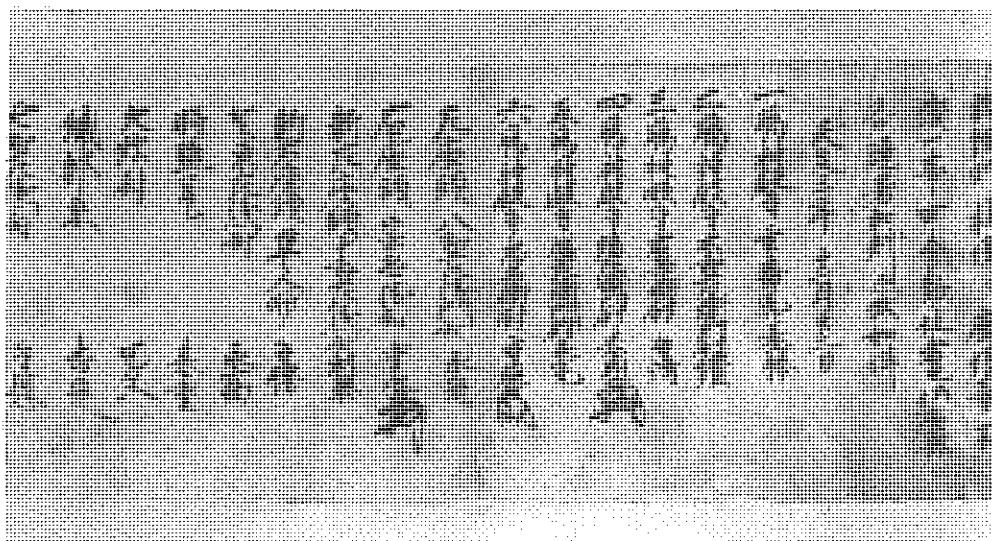
右以人所令補任彼職也、早恒例」臨時社役等無懈怠可令勤仕之状」所補如件、敢不可違失、故下」

天文三年十二月廿二日

神主正三位大中臣朝臣（花押）

また座衆神人の連署状は以下のごとくである。

春日社北郷方称宜盛藤丸」於恒例社役并座役等不」残一事可令勤仕者也仍座衆」^(本作のまよ)



▲ 盛藤丸入衆座連署加判状の前半（天文3年）

各連署加判之状如件

天文三年十二月廿二日

一萬神殿守玄番亮基勝	✓ 新右座頭 隼人助 守勝
二萬神殿守太郎右衛門尉徳殖	賀東左衛門尉 永富
三萬神殿守右兵衛守清	將監將監亮 基重
四萬神殿守孫左衛門尉基國（花押）	大炊尉 包久
五萬神殿守膳左衛門尉永寛	織部丞 吉定
六萬神殿守忠兵衛守藤（花押）	七郎左衛門尉 守恩
左座頭 八郎左衛門尉永定	次郎兵衛尉 永信
右座頭 宗兵衛尉重永（花押）	大藏亮 重国
新左座頭 十郎左衛門尉利泰†	

(以下略、さらに14人あり)

このような手続きによって近世幕末に至るまで座衆神人のシステムが維持されて来たのである。

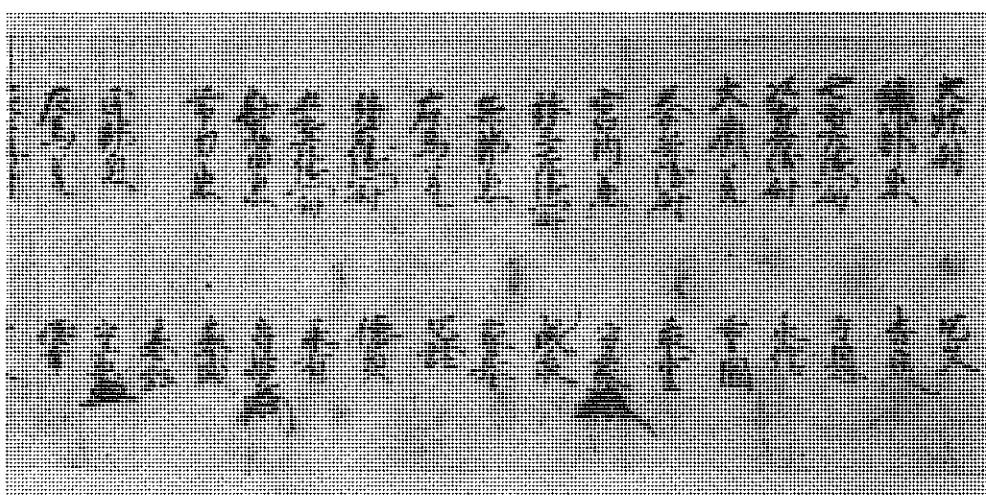
この神殿守の名称は、延喜主税寮式にも、

凡山城國大原野社神殿守二人糧米日ニ各二升。預從一人日ニ八合。大和國春日社神殿
守二人日各一升。預從二人日各八合。並以ニ當國官田地子一充之一

とあり、春日社並びに、平安遷都後、藤原氏によって奈良の春日社を勧請した大原野社に
神殿守が存在し、官給を宛行われていたことが窺われる。

2. 上萬神人の日常勤務

神殿守の神人は番を組んで社殿に出仕し諸事に奉仕した。最上萬である常住神殿守は連
日の出仕であるが、高齢のため実際は嫡男が代官をつとめる場合も多かったようである。



▲盛藤丸入衆座連署加判状の後半（天文3年）

番の神人の職務内容は、(1)当日の境内の管理、(2)武装した参詣者の制止及び清祓料の徵収、(3)参詣者の要望に応じて祈祷や奉幣の事を行う。この番の編成は、常住神殿守の指示により行い「撻」などを制定した。

中世後期の神殿守の様子を示すものとして『大乗院寺社雜事記』、明応三年十月九日の条に、

^(註5) 大宮殿ニハ神人五人祇候、此内二人は號常住、二人ハ南郷北郷ヨリ上次第二結番、一人ハ社司番代官、合五人也、祐嗣ハ廿六日、廿七日、廿八日三ヶ日當番也、仍俄下方ノ神人二代官事申付之、若宮殿ハ神人二人在之、一人ハ常住、一人ハ若宮方神人、自レ上次第二結番之、合二人也常住職ハ二人在之、令ニ結番一人宛祇候一、隨而毎日散錢等、大宮ハ五人シテ配分拜領之、若宮ハ二人シテ配分拜領之、依其身果報也、云々と見え、社殿における神人祇候の様子が具に記されている。

文中に見える「散錢」とは、今日でいう「賽銭」のことであり、その日の賽銭は社殿に祇候する神人の「其身果報」であってその得分となっていた事がわかる。

また別に「天文十一年日勤規則書」と題する文書があり、次の如くである。

定 春日社大宮殿御番役撻事

- (1) 御廊江被召祢宜事在之者」若年次第に可レ立也、但依ニ御用一罷帰可ニ談合一者也
同参詣人於レ申ニ御番衆一者可レ為ニ老次第一也」
- (2) 参詣人以ニ御番衆一付レ各更在レ之」者于咲祇候之番衆之中年老次第可レ付レ之」重而有ニ付レ各更一者退出老於ニ」帰參一者可レ付レ之若未ニ帰參一者」前次第可レ付レ之」余皆准レ之不レ可レ在ニ重役一也」
- (3) 参詣人御番衆江御幣之」儀有レ之者小年次第可レ出レ之」若依ニ自用一若年退出之時者」次若年可レ出レ之也、重而有ニ御」幣之儀一者退出之小年於ニ」帰參一者可レ出レ之



▲盛藤丸補任状（天文3年）

若未ニ帰參者、前」之次第仁可レ在レ之也兼亦被ニ」施主若宮殿御幣所望ニ之時者」同人可レ渡御幣料之事者於ニ若宮殿ニ各別之御幣料」在レ之者、所レ不レ及ニ是非ニ也、若亦無レ之者大宮殿之御幣料之内半分被レ渡ニ仁射ニ可レ在拜領之」同若宮殿御幣之儀施主於レ無ニ申旨ニ者」從ニ此方ニ以ニ競望ニ不レ渡之也 從ニ御前ニ可レ有レ之若宮殿渡事」在レ之者若宮殿之御分者渡射之可レ被レ出者也」

(4) 參詣人以ニ御番衆ニ諸神物」備進之時両社之御幣雖レ出レ之、非ニ御幣料ニ者、諸神物之儀者御前江可レ在レ之支配也

(5) 參詣人以ニ御番衆ニ或月參或御問或南圓堂中社諸神」木之物廻之儀在レ之者施物



▲定春日社大宮殿御番役掲事 (1)



▲定春日社大宮殿御番役掲事 (2)

現」到来之時者御前江可レ在ニ拜領之也」事既於ニ以後者即躰之可レ」為ニ進上也

(6) 參詣人諸神物或置切石」或置磚圓座等貢レ在之者」於ニ貢既以後者縱施主之」雖レ在
レ理御前江可レ有ニ拜領之也、但禰宜等於ニ取錢之置者」御番衆之不レ及ニ進上之者也

(7) 此外或殿番或常住番或」日番等之於諸役者如ニ先規可レ勤レ之者也

(8) 參詣人御前之於レ東者」神宮寺殿西者住吉殿之間社參之禰宜江申旨在レ之者」

諸神物如何様之雖レ在ニ祈祷」之儀召躰之非ニ檀那者御前」之可レ為ニ進上者也」

右於ニ條々者ニ先規毛如レ此款」維雖レ在ニ住古相違之儀ニ於ニ向後者堅可レ被レ守ニ此旨
一者也

予時天文十一年壬卯月 日

北郷常住神殿守

南郷常住神殿守

とあり、細事にわたってとり決めが行われていた様子である。いかにも当時の社頭の雰囲
気がしのばれるので意訳を加えて見たい。

(1)、社家方から御廊へいろいろな用があつて祢宜（神殿守神人）が召出された場合には年の若い者から順に行くように。その御用の如何によっては詰所に罷帰って談合するよう
に。参詣人が番衆を呼んだ時には年寄りから順に立合うものとする。

(2)、参詣人が番衆をいろいろな用事で呼んだ時は、年寄りから順に立ち合うように。

但し、立ち合うべき老次の者が私用により退出している場合はその次の老次の者がこれ
にあたるように。

重ねて参詣人が番衆を呼ぶ事がある時は、先に退出して不在であった老次の者が帰参し
ていれば今度はその者にあたらせるように。まだ帰参していないれば老次の順に次の者
がこれを行うように。同じ者が2度続けて参詣人に立合うことのないように。



▲定春日社大宮殿御番役捷事 (3)

(3)、参詣人が御番衆へ御幣を神殿に奉りたいと申し出た場合は、若年の者から順にその取り次ぎに出るように。

もし、取り次ぎに出るべき者が私用により退出していれば、その次の若年の者が出仕するように。重ねて奉幣の申し出が参詣人からあった時、先に退出していて不在であった者が帰参していれば、その者が行うように。まだ不在であれば次の者が出仕せよ。また、本社へ奉幣してそのうえ若宮殿への奉幣も望むことを申し出る参詣人があれば、本社で立ち合った番衆が、若宮殿へ奉幣の為に案内した時にその参詣者が案内の番衆に対して格別の御幣料をわたした時は、その者がそのまま拝領してよい。

しかし、そのような事がない時は大宮殿の御幣料の内半分を、案内の番衆が取るように。また、参詣人がこれといって大宮殿の番衆に、若宮殿への御幣のことをいわなかつた時でも此方より若宮殿への案内の旨を競望するようなことをしてはいけない。

御幣散銭（賽銭）のことは御前（社家方）よりの沙汰によるものである。

しかし若宮殿へ案内してその時参詣人からもらったならば、その番衆の取り分となる。

(4)、参詣人が御番衆（神殿守神人）をもって諸の神物を備進するとき、両社（本社と若宮社）の御幣を出したからといつても、御幣料ではないので、諸々の神物の場合は社家方の指示に従うべきである。

(5)、参詣人が御番衆を、月参りや問い合わせ、あるいは南圓堂の社の諸神や木の物めぐりなどにあたって、施物を持参している時は御前（社家方）え拝領あるべきものである。

しかし、後になって届けられたような場合は、これはその参詔人へ先に立ち合った番衆の得分となる。

(6)、参詔人がいろいろな神物、あるいは切り石置き、あるいは時圓座置きなどのことがあ



▲定春日社大宮殿御番役掲事 (4)

ったとき、後になって施主の意向がいかにあろうとも、これは御前へ拜領あるべきものである。

但し、祢宜等に対する金銭の置きについては、番衆は進上する必要がない。

(7)、このほか、殿番・常住番・日番などの諸役においては、従来からの規定によってこれを勤めるように。

(8)、参詣人が、御前の東は神宮寺殿から、西は住吉殿の間で、社參の祢宜に対し、いろいろのことを申し出たとき、諸神物のことや祈祷のことなど、どの様なことであっても、呼ばれた祢宜の檀那でない時は、これは全て御前へ進上されたものとする。

右、条々のことについては、従来の決りもこのとおりである。

たとえ、昔の記録に相違があったとしても今から以後は堅くこの旨を守るべきものとする。以上のように8ヶ条にわたって社頭奉仕の詳細な規定がなされている。

その内容は主に、番衆の人々が参詣人へ立合う順番、参詣人からの施物の拜領のことなどについて、番衆神人の最上萬である、北郷常住神殿守と南郷常住神殿守の間で取り決めが行われている。

中世末期の社頭の様子をこの捷書によって推察するならば、(1)綻を定める必要がある程に参詣人の芳志の現銭や御供物の分配等にあたっては種々のトラブルが起りがちであった。(2)一方、戦乱の時代とはいえ、番衆たちの社頭での勤務も参詣人への対応に終止する事が多かった様子が窺える。

以上から、番衆の神人達の生計が社頭収入の配分に大きく依存していたのではないかと推察できる。

本来は、社領荘園からの収入によって朝御食・夕御食をはじめ各種の祭事が維持され、



▲ 定春日社大宮殿御番役捷事 (5)



▲定春日社大宮殿御番役掲事 (6)

それに奉仕することで撤下の神饌等の配分を受けて日々の糧としたものであるが、この頃には一般の参詣者からの賽銭や供物がこれを凌いでいたのであろう。

この時代の神人の日常奉仕の様子は、なにかしら今日の風景と重ね合わせて想像でき得るような状況のようでもある。

本社神人の祭祀関係への関与は、(1)春日大宮、及び若宮の祭礼における白杖・御幣・散米役、(2)本社の遷宮奉仕、(3)春日社境内の神事・諸穀祓、(4)末社の遷宮などの神事があるが、この他大和国内及び畿内近国の社領荘園經營における事務取扱い等の他、畿内に点存する神殿守神人自身の私領の掌握に関する文書類もあり、本社の神事への奉仕のみに止まらない上臈神人の職掌^(註10)を通して、本社と地域とのつながりの中に様々な文化的交流もあつたのではと推察される。

とりわけ、春日社興福寺領には必ず勧請されたといわれる春日社の末社との関わりについては推測の境を出ないが、相当根深いものがあったと考える。これらの事については、今後の研究課題としたい。

註1 「奈良文化の伝流」永島福太郎氏 昭和19年 中央公論社

註2 この他に白人神人と呼ばれる放在神人があり、各地の社領の末社に附属した人々であった。また黄衣神人はこれらの社領に出現または、在籍して在地の掌握につとめることもあった。

註3 中世においては北郷方大宮氏、南郷方梅木氏の世襲となっていた。(永島福太郎氏前掲書)。

註4 大宮家文書 成巻2 (春日社興福寺文書の一環)

註5 ◎千木の落下、廊高欄金物の盜難、「中臣祐定記」仁治2年5月19日条

◎出火に対応して消火、同上記 5月26日条

◎盗賊の逮捕、「中臣祐定記」寛喜4年5月25日条

註6 「中臣祐定記」文永10年2月5日条。弘安3年3月18日・同19日条

註7 大宮家文書 未成巻4

註8 境内の保全などにかかる切石の奉納などのことか?

註9 神官が社殿で使用する円座などの奉納のことか?

註10 「中世の春日社神殿守をめぐる法と制度」秋元信英氏國學院大學日本文化研究所紀要第29号、「大宮文書よりみたる中世春日社領荘園の諸様相と神殿守(以下)同氏同紀要30号・31号

子供誕生における絵馬奉納について

徳 陽 子

はじめに

昭和57年9月末から1ヶ月半、秋の特別テーマ展で「奉懸絵馬と村のくらし」展を開催した。その前年の「小絵馬」展に続く、当館としては2度目の絵馬展であるが、今回は、「村のくらし」に焦点をしづり、村人が大絵馬を氏神に奉納する祈願目的と絵馬の図柄を通して村のくらしの一端を知ってもらうことに主眼をおいた。

奈良県下には、大字ごとに神社のあるところが多く、それらの神社にはそれぞれ絵馬を奉納しているところが多く見受けられる。そこに奉納されている絵馬の大小・図柄・奉納目的は多種多様である。

この特別テーマ展に関連した調査を通じて、特に、子供の誕生のときに絵馬を奉納する風習について、中和地区を中心に、相当確認できたので、このことについて述べてみたい。

まず、今回の調査でわかった事柄、すなわち子供が誕生したときに奉納した絵馬の大小・図柄・現在も行っているか否か・奉納時期・その他の絵馬・関連事項などを一覧表にしてみた。この表から窺える風習の内容・共通点や変遷を、事例をあげながらみていきたい。そして、さらに、この風習に関連することがら或いはこの風習の意義についても考察を加えていきたい。

1. 風習の内容

ここでは、本県の中和地区で行われている子供が誕生したときに絵馬を奉納する風習のうち、地域的に共通した内容を中心にみていくこととしたい。

子供誕生における絵馬奉納の風習がいつ頃からはじまったのかは、はっきりとはわからない。明治以前から行われていたと聞取調査から推測できるが、現存する絵馬からそれを確認することは今のところできないのである。

現在残っている絵馬のうちで、子供誕生のときに奉納した絵馬とはっきりわかるのは、大正時代の絵馬である。この風習に関する大正時代の絵馬は、尉と姫図、馬図・武者絵の小絵馬が多い。そのなかには、表をみると、事例の③大和高田市西代の春日神社、④橿原市見瀬町の八幡宮、⑦同市東坊城町の杵築神社、⑪同市忌部の天太王命神社、⑯同市曾我町の天高市神社、⑯同市四条町の春日神社、⑯上牧町新町の春日神社のように、現存する大正頃までの小絵馬が尉と姫図だけのところもある。その理由は、馬図・武者絵は男の子

の場合だけ奉納したが、尉と嫗図は男女共に奉納したからであろう。現在でも、小絵馬を各自で奉納する場合には、男の子は馬図・武者絵・尉と嫗図のいずれから奉納し、女の子は尉と嫗図を奉納する。

次に、絵馬の図柄による祈願内容をみると、尉と嫗図は長生きするように、武者絵は武者のように健康で立派に育つようにという意味がこめられているようである。

このような祈願のほかに、子供誕生における絵馬の奉納には、子供の氏子入りという目的があったらしい。

奉納の時期は、はっきりしないところや宮参りのとき、又は宮参りか秋まつりのときという場合もあるが、もっと多いのは秋まつり(特に秋まつりの宵宮)のときである。このことは、氏子入りの一方法として、絵馬の奉納が行われるようになったことを推測させる。

例え事例⑨の上牧町新町の春日神社では名月宵宮といって、毎年十五夜(昭和57年は10月1日)の日である(ここでは秋まつりは、10月17日に行う)。宵宮の日の朝のうちに、拝殿に絵馬を奉納しておく。この神社は無住なので、宵宮の日の夕方には、郷社である同町の智照神社の宮司にきてもらって、春日神社の神前で子供1人1人に祝詞をあげ、御祓をしてもらう。子供は、宮参りのときと同じ産衣を着せて祖母が抱き、そばに盛装した母親がつきそう。昭和57年10月1日は雨が降って月見どころではなく、御祓がすむと各々、そそくさと神社を去っていったが、絵馬奉納にかかる行事は例年通り、とどこおりなく無事に終了した。

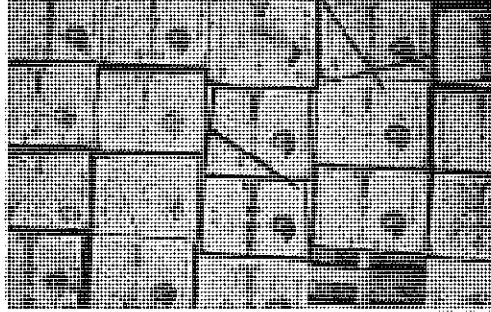
このときの祝詞は、〈神さまのおかげでこれまでこれたのではじめて宵宮参りにきました〉というような内容であるという。

2. 風習の変遷

次に、子供が誕生したときに絵馬を奉納する風習が、昭和期に入ってかなり変容したことを中心にみていくことにする。

昔は、この風習は、男の子(あるいは長男)のみに行ったという事例は表のとおり、⑤橿原市鳥屋町の鳥坂神社、⑥当麻町竹内の高峯神社の例があるが、全体的に本来は男の子のみであったのか、あるいは村により男の子のみのところがあったのか現在のところ明確に把握することができなかった。ただ大正時代から現在までこの風習は、男女共通に行われている。

そして、昭和期になると、前年の宵宮から次の年の宵宮までに生まれた(あるいはその年に



▲ 尉と嫗図絵馬(当麻町竹内 高峯神社)



▲ 勧請書としている拝牛(上牧町新町 春日神社)

生まれた)子供の名前を連名で書いた大絵馬を奉納する事例は表によると、③大和高田市西代の春日神社、⑤橿原市鳥屋町の鳥坂神社、⑨上牧町新町の春日神社、⑩広陵町安部の穗雷神社、⑪河合町佐味田の春日神社のようなところがてくる。こうなると、武者絵に男女共連名で書く場合があり、図柄による男女の差異が少くなってくる。又、図柄も多様化してきた。

例えば、表の事例のとおり、⑨の上牧町新町の春日神社の場合、大正時代は尉と姫団の小絵馬であったが、昭和初期からは大絵馬になり現在に至る。現存する大絵馬35面の内訳をみると、武者絵24面、尉と姫団4面、物語絵3面、参詣・境内図2面、馬図1面、芸能図1面である。

現在、大和高田市に絵馬を描いている人が1人おられるが、絵馬の図柄は、小絵馬の場合は尉と姫団・馬図・武者絵(宇治川先陣図)を、大絵馬の場合は武者絵を描くことが一番多いということであった。

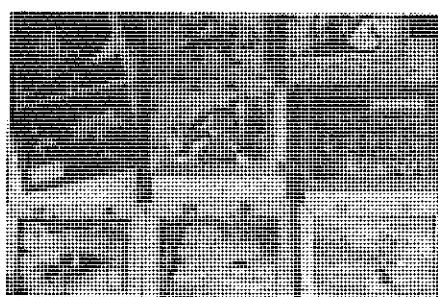
このように、現在は、昔からの小絵馬を奉納しているところもあり、昭和期になって小絵馬から大絵馬へと変遷したところもあれば、又、この風習のとだえたところもある。この絵馬の奉納のとだえたところでも、表の事例⑪河合町大輪田の春日神社の場合は、秋まつりの宵宮のときに、絵馬料として多少の寄付をし、その金額と名前を並べ、記入した木札を拝殿に奉納する風習に、昭和初期から変化して今日に至っている。この寄付金は、神社補修費として使われている。

以上のように、昭和期に入ると子供が誕生したとき、この絵馬の奉納については、(1)小絵馬を各自で奉納する。(2)絵馬が大型化し、図柄が変化した。(3)この風習をしなくなった。(4)絵馬のかわりに絵馬料の木札を奉納する、という4つの事実にわけることができる。このような風習の変遷は、大字を中心とした村の共同体意識が薄れてきた最近の状態と正比例するものであり、これから先、さらにこの風習は変化していくものと考えられる。

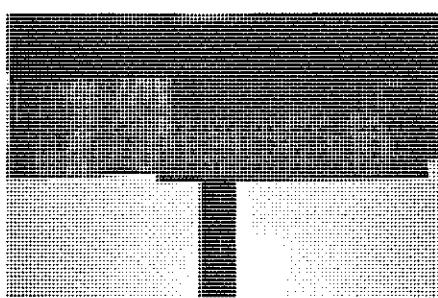
この風習の行われている範囲は、東は橿原市、西は北葛城郡当麻町、南は御所市、同郡新庄町、北は同郡王寺町に至る中和地区である。この地区は、明治から戦前まで絵馬を描いておられた当麻町当麻の坂本久治郎さんが絵馬を荒物屋などに売り渡した範囲であると共に、現在も絵馬を奉納している神社の所在地の範囲とほぼ同じである。故に、個々の村における神社に奉納する絵馬の変遷はあっても、この風習の行われている範囲そのものはあまり変化していないことがわかる。

3. 子供誕生に関連する行事

次に、子供の誕生における絵馬奉納の風習



▲ 大絵馬(上牧町新町春日神社)



▲ 絵馬料の木札(河合町大輪田)

に関連すると考えられる行事について述べていきたい。

この風習は、秋まつりのときに行うことが多いと、さきに述べたが、この秋まつりの宵宮のときに、その村に他所からきた人（「嫁さん」や「養子さん」などと地元の人はいう）も御祓をしてもらう事例（㉕当麻町長尾の長尾神社、㉙上牧町新町の春日神社）がある。上牧町新町の春日神社の例をみると、子供の御祓のあと「嫁さん」「養子さん」の順で、同様の御祓が行われている。この行事は、明らかに、新しく村に来た人を村人として、仲間入りさせる一つの氏子入りの儀礼と考えることができる。子供の場合の御祓も同じ意義をもつものであるが、「嫁さん」や「養子さん」の場合には絵馬の奉納はどこでもしていなかった。

明治時代以前の絵馬のうちで、この風習のものであると明らかにわかる絵馬はほとんど残っていないが、このことに関連したものとして、㉙の上牧町新町の春日神社には、明治29年の武者絵の大絵馬が1面だけ残っている。この絵馬に連名で書かれている名前から、明治29年当時10歳前後の子供であることがわかった。明治には、10歳ぐらいの子供達が「エンマのコンジュ」（コンリュウのなまつたものか）といって寄付を集めて購入した大絵馬を秋まつりのときにかついで村中を歩いて回り「エンマ見てくれ」（中和地区ではエマといわずエンマという）といって見せて歩いたあと、氏神に奉納したという。そして、この当時は、子供が誕生したときには絵馬を奉納しなかったという伝承を、同町の山崎長蔵氏（明治41年生）から聞取調査した。

大和高田市高田にも明治末まで同様の行事があったことが『高田郷土史話』（堀江彦三郎著、昭和12年刊）によりわかるので次に引用する。

かけたてまつり（鉢叩き祭りの意）

秋まつり前になると子供達は、氏神へ絵馬を奉納するために勧財に廻る。それには、毎晩鉢を叩きながら、戸毎の門に立って、お經のような調子で謡うた。「かけたてまつりは絵馬の献立、ナーム、アーミ、ダープーツーの心あれば、どうぞ一文あげておくれ」とすると、家の中から「あしたの晩や」とか「しまひにあげる」とかいって断ったりするが、大ていはいくらかくれる。それで精々立派な絵馬を買う。絵馬には、昔の武者絵とか西南の役とか、日清戦争とかその時代好みの絵が書いてあるのを選ぶ。それをみせるために、又はお金の足りなかった時は、絵馬に風呂敷をかぶせて持ち廻り、「絵馬見てくれ」という。奉納の追加を受けると、それで絵馬代の不足を補う。天神社（八幡社・八王寺社にも）の絵馬堂には今もこれらの絵馬がかかっている。

前述の堀江氏（明治31年生）によると、14、5歳ぐらいまでの子供が5、6人つれだつて家々をまわり、当時のお金で30~50銭ぐらい集めて、天神橋筋の荒物屋などで好みの絵馬を買い、棒に「本郷子供中」などと墨書きしてもらつたという。しかし、大和高田市の場合は、子供の誕生における絵馬奉納の代わりではなく堀江氏によると、「秋まつりに付隨した子供のまつり」というべきだろうということであった。

秋まつりに付隨した行事という点で同じような形態と考えられる香芝町の例をもう一つ

引用する。

絵馬の伝説

昔、神社に絵馬を奉納するために、各村では20歳までの者が集まってホングワに歩いたものである。「何々神社にかけたてまつる、絵馬のコンリュウ」と唱えながら、各戸へ寄付をもとめた。ホングワは本願、コンリュウは奉納することを意味した。絵馬にはホングワに歩いた者の名を書き、寄進してもらった村々へ「エンマ見ておくれ」といって見せて歩いた。この絵馬で特に面白いのは嘉永元年（1848）の農耕生活を書いた五ヶ所厳島神社の絵馬である。
（『香芝町史』昭和51年刊）

以上の3例から、上牧町では10歳前後、大和高田市では15、6歳、香芝町では20歳までというように年令は異なるが、子供を中心としたまつりへの参加方法としてみることができる。

このことは、明治以前は、10歳ぐらいの子供になったときに氏子入りの大絵馬を連名で奉納したり、誕生したときに絵馬を奉納したおかげでこのように大きくなつたというお礼の意味もかねて子供達が大絵馬を奉納したりすることもあったのではないか、という問題を提起している。

むすび

以上のように、大正以降の子供が誕生したときに絵馬を奉納する風習は、村によって多少の変遷はみられるが、現在も中和地区に残っている。この風習の絵馬奉納の目的は、(1)子供が無事に成長することを願う、(2)氏子入り、の2点であるといえよう。

このうち、氏子入りするということは、村の一員として村人から承認されるということなので、この氏子入りに関する風習は、村のしきたりに従った通過儀礼としての意義が大きいと考えられる。「嫁さん」「養子さん」の氏子入りと同じ秋まつりのときに行う場合が多いが、絵馬を奉納するのは子供の誕生の場合のみである。その理由は、子供の場合は、無事に成長するようにと願う親の気持ちが強いからであろう。

しかし、明治以前から、子供が誕生したときに絵馬を奉納する風習には、2つの奉納目的が一緒にあったのだろうか。あるいは、氏子入りの時期はもっと遅く、表の事例②9上牧町新町の春日神社の場合のように、明治頃までは10歳ぐらいのときに連名した武者絵などを奉納していたのが、大正頃から子供が誕生したときに小絵馬を各家ごとに奉納するようになり、氏子入りと、子供の無事な成長を願うことの2つの奉納目的を一緒にもつようになったところもあるのではないか。

又は、子供が誕生したときに成長を願って絵馬を奉納したお礼に、子供が10歳から20歳前までの間に絵馬を自分達で奉納することもあったのではないかだろうか。

このような疑問は、現在、神社に残っている大絵馬のなかの、墨書した名前や奉納年月日などをもとに聞き調査をさらにすすめていけばある程度までは解決できるのではないかと考えている。今後は、子供の誕生に関連する絵馬の奉納の風習として広くとらえることで、明治以前の変遷にさかのぼっていきたい。

子供誕生における絵馬奉納の風習一覧表

事例番号	市町村名	大字社名	子供誕生時における奉納絵馬						その他の絵馬	備考		
			小絵馬			大絵馬(速名で奉納)	奉納時期					
			昭和中頃まで	昭和中頃以後	武者絵 馬図 財と廻図							
1	大和高田市	高田三和町	天神社	○ ○ ○	○ ○ ○	×	10月10日(宵宮)	武者絵など多數	明治末まで、かけたてまつりと称し、子供達が寄付を集め購入した絵馬を奉納(註1)			
2		永和町	八王子神社	×	○ ○ ○	×	×		虫馬 康応3(1867)年など			
3		西代	春日神社	×	×	○ ○ ○	昭和45年以降	10月16日(宵宮)	なもで踊り囃など	お祓は3月21日		
4	橿原市	見瀬町	八幡宮	×	×	○ ○ ○	×	×	室内安全武運長久 明治36年など	カンジョウナワあり		
5		鳥屋町	鳥坂神社	○ ○ ○	×	○ ○ ○	武者絵 昭和51・52年	10月17日(秋祭)	武者絵・馬図など	かっては男子の誕生時のみ絵馬を奉納		
6		一町	威徳天神社	×	×	○ ○ ○	○ ○ ○	10月10日(秋祭)	遼陽攻撃 明治39年など	昔は例祭は10月17日であった。		
7		東坊城町	杵築神社	×	×	○ ○ ○	○ ○ ○	×	武者絵・馬図など			
8			春日神社	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	×	武者絵など			
9		新堂町	蔽乃宮神社	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	宮参り、又は10月16日(秋祭)			
10		雲梯町	河俣神社	×	×	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	10月16日(宵宮)	神功皇后 安政2(1855)年		
11			木葉神社	×	×	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	武者絵 安政2(1855)年		
12	忌部町	天太王命神社	×	×	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	武者絵 文化9(1812)年			
13	曾我町	天高市神社	×	×	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	農耕絵馬(雨乞願成就)文久2(1862)年など			
14	中曾司町	磐余神社	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	10月17日(宵宮)	農耕絵馬 明治24年		
15	大垣町	八幡神社	×	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○				
16	四分町	春日神社	×	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○				
17	常盤町	春日神社	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	鹿団(事禱願)安政2(1855)年など			
18	今井町	春日神社	×	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	宮参り	養老の淵図(氏子幸福祈願為)昭和25年など		
19	五井町	春日神社	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	10月17日(宵宮)	今井町の小間物屋で絵馬を購入		
20	四条町	春日神社	×	×	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	武者絵 明治36年			

21			春日神社(北宮)	○	○	○	○		10月11日 (宵宮)	武者絵(講中) 大正2年、押 殿改築記念図 昭和5年など	
22			耳成山 耳成山口神社	○	×	○	×	×		雨晴満絵馬、 安政2(1855) 年、3面など	
23			勝根 春日神社	○	○	○	○	×	10月16日 (宵宮)		嫁もお祓をし てもらう
24		当 麻	当麻 当麻山口神社	○	○	○	○	×	9月22日 (宵宮)	60年以上前、若衆が絵馬を奉 納したという	
25		葛 町	長尾 長尾神社	○	○	○	○	×	10月3日 (宵宮)	安永元(1779) 月、竹内氏子の 墨書きのある 絵馬など	嫁・娘子も、 最初の宵宮の とき祝詞をあ げてもらう。
26		城 郡	竹内 高峯神社	×	○	○	○	×	10月16日 (宵宮)	厄年42歳のと き絵馬を奉納	昔は男子誕生 の時絵馬奉納
27		香 芝 町	五ヶ所 嚴島神社	×	○	○	○	×	11月7日 (10月7日) (宵宮)	農耕絵馬など	20歳までの者 も絵馬を奉納 したという。 嫁もお祓をし てもらった。 (註2)
28			下田 厳島神社	○	○	○	○	×	10月16日 (宵宮)	男子誕生のみ 絵馬奉納	
29		上牧 町	新町 春日神社	×	×	大正 時代	×	昭和以 降	名月宵宮	明治期に、10 歳位の子供達 が奉納した絵 馬(武者絵) 明治29年	嫁、娘子もお 祓いをしてもら う。
30		王 寺 町	久度 久度神社	○	○	○	○	×			十二単衣姿の 小絵馬を子供 が生まれたと き奉納するこ ともあった。
31			本町 片岡神社	○	○	○	○	×			
32			畠田 水神社	○	○	○	○	×			
33			八幡神 社	○	○	○	○	×			
34		広 陵 町	正相 春日神 社	○	○	○	○	×	10月15日 (宵宮)		
35			安部 穗笛神 社	×	○	○	×	昭和25 年頃か ら	10月15日 (宵宮)		嫁・娘子もお 祓をしてもら う
36		河 合 町	大輪 田 春日神 社	大正頃まで奉納			×	×	10月19日 (宵宮)	かつては、長 男が誕生した とき絵馬を奉 納した。	現在は絵馬料 として寄付、 神社補修費と する。 嫁・娘子もお 祓をしてもら う。
37			佐味 田 春日神 社	○	○	○	×	戦後	10月17日 (秋祭)		宮参りしない うちは氏子に ならない。

(註1) 「高田郷土史話」堺江彦三郎著 昭和12年刊

(註2) 「香芝町史」 昭和51年刊

※この一覧表は、現在、神社に残存している絵馬から明確にし得る事柄に限った。さらに、今回は悉皆調査を行
うところまでいかなかったが、一覧表にまとめてみた。このことについては大方の了承をいただくとともに、
この点を御了承下さい。

—奈良県立民俗博物館研究紀要 第7号—

発行日 昭和58年3月30日

発行所 奈良県立民俗博物館
大和郡山市矢田町545（大和民俗公園内）

印刷所 辻井写植印刷社
奈良市法蓮奈良山町1925-5